

令和 8 年第 3 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 8 年 6 月 1 7 日 (水)

招 集 場 所 野辺地町議会議場

開会 (開議) 令和 8 年 6 月 1 8 日 (木) 午前 9 時 3 0 分

出席議員 (12 名)

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	野 村 秀 雄
副 町 長	江 刺 家 和 夫
教 育 長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者	木 明 修
総 務 課 長	高 山 幸 人
企 画 財 政 課 長	西 舘 峰 夫
防 災 管 財 課 長	木 明 裕 二
産 業 振 興 課 長	上 野 優
町 民 課 長	五 十 嵐 洋 介
介 護 ・ 福 祉 課 長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	小林知美
建設水道課長	古林輝樹
学校教育課長	飯田満
兼学校給食共同調理場所長	
学校教育課指導室長	濱田健太郎
社会教育・スポーツ課長	長根一彦
中央公民館長兼図書館長	二木智徳
兼歴史民俗資料館長	
代表監査委員	駒井広

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中利実
議会事務局総括主幹	濱中太一
総務課長補佐	七島良嘉
総務課主幹	四戸俊彰

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

- 1、村 中 玲 子 議員
- 2、木 戸 忠 勝 議員
- 3、高 沢 陽 子 議員
- 4、赤 垣 義 憲 議員
- 5、中 谷 謙 一 議員
- 6、大 湊 敏 行 議員

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君）　これから本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎一般質問

○議長（岡山義廣君）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問の通告者は６名です。登壇の順序は、別紙のとおり決定しております。

なお、改めてお伝えします。１議員の一般質問の規定時間は、質問から最終答弁まで６０分でございます。

議長から指名がない限りは発言しないように、冒頭申し上げておきたいと思います。

質問時間の計時は、議場のモニターで行います。残り時間がゼロになった時点で時間終了です。

残り時間が５分を切ると、ブザーが鳴ります。規定時間内で終了できるよう、ご配慮願います。

一般質問を終了するときは、その旨の宣告をお願いします。

それでは、一般質問を行います。

４番、村中玲子君の登壇を許します。

４番、村中玲子君。

○４番（村中玲子君）　おはようございます。４番、村中玲子です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、「生命（いのち）の安全教育」の推進について質問いたします。子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」は、子供たち一人一人の尊厳を守り、将来にわたって良好な人間関係を築いていく上で、極めて重要な取組であると考えます。

文部科学省では、令和８年３月に「生命（いのち）の安全教育」の手引を改訂し、人権教育としての位置づけをより明確にするとともに、ＳＮＳや生成ＡＩを悪用したデジタル性暴力への対応も新たに盛り込まれました。現代の子供たちを取り巻く環境は大きく変化しており、これに対応した教育の充実が求められております。

また、全国的には、この教育の実施状況に大きな地域差があるとされております。公明党女性委員会の勉強会でも、全国平均の実施率は約３割にとどまり、先進的に取り組む自治体と十分に進んでいない地域との差が課題として示されました。

そこで、お伺いいたします。まず、１点目として、当町における小中学校、幼稚園等での生命の安全教育の現在の実施状況についてお聞かせください。また、全国的な実施状況と比較する中で、当町の現状や進捗をどのように認識されているのかお伺いいたします。

2 点目として、文部科学省が作成している発達段階ごとの教材や指導の手引、啓発動画等について、教育現場でどの程度活用されているのかお聞かせください。

次に申し上げたいのは、この教育は単に子供たちを危険から守るだけではなく、人権教育であるという点です。自分の体は自分だけのものであるという「からだの権利」や、相手との適切な距離感、いわゆる境界線を尊重する心を育てることは、子供たちの人権意識を育む上で大変重要です。特に近年では SNS 上での誹謗中傷や生成 AI を利用した画像加工、拡散など、子供自身が意図せず加害者となってしまうデジタル性暴力の問題も深刻化しております。

そこで、3 点目としてお伺いいたします。当町では、生命の安全教育を情報モラル教育とも連携した人権教育の一つとして、どのように位置づけ、学校現場で取り組んでいるのかお聞かせください。また、文科省では、産婦人科医や助産師など、外部専門家との連携を積極的に推奨しております。

そこで、お伺いいたします。当町では、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用した授業について、現在どのように取り組まれているのか、また今後の方向性についてお聞かせください。

2 つ目に、不登校児童生徒への食の支援と学校とのつながりについて質問いたします。当町では、令和 6 年 10 月から小中学校の給食費無償化が開始されました。子育て世帯の経済的負担軽減につながる大変意義深い取組であると受け止めております。

一方で、不登校により学校給食を食べることができていない子供たちについて考えたとき、無償化の恩恵を受けられていない現状があります。特に保護者が仕事で日中不在となる家庭では、子供が一人で食事を準備したり、簡単なもので済ませたりする、いわゆる孤食の実態もあると伺っております。私は、給食を単なる食事の提供ではなく、学校や社会とのつながりを取り戻すきっかけとして活用できないかとの思いから質問いたします。

現在の制度は、学校に登校し、給食を食べることが前提となっております。しかし、不登校の児童生徒は、その対象から外れてしまいます。子供たちにとっては、登校できているかどうかによって、温かい給食を食べられる子とそうでない子が生まれてしまう現状があります。町の統合小学校基本構想には、「安全・安心で思いやりのある学校」という理念も掲げられております。であるならば、登校の有無にかかわらず、町の子供たちの栄養や健康を等しく支えていく視点も大切ではないでしょうか。食事は、単に栄養を取るだけではなく、人とのつながりや安心感にも関わる大切な時間です。だからこそ、私は食を通じた支援が不登校の子供たちの孤立防止や心の安心につながる可能性があると考えております。

町では、1 人 1 台端末の活用により、登校が難しい児童生徒に対しても学びの機会を保障する取組を進めています。私は、それに加えて、給食を学校や社会とのつながりを取り戻すきっかけにで

きないかと考えております。例えば他自治体では、給食センターや校内サポートルーム等を活用し、給食だけでも来られる場所として開放している事例もあります。野辺地町の給食は、とてもおいしいと評判です。だからこそ、不登校の子供たちにもぜひ食べてほしいと思っています。毎日だけでなく、給食だけでも行ってみようと思える場所があれば、学校とのつながりを保つきっかけになり、子供たちの孤立防止にもつながるのではないのでしょうか。

そこで伺います。町として、不登校児童生徒に対する食の支援についてどのようにお考えでしょうか。また、今後サポートルームや学校施設等を活用し、給食だけでも利用できる居場所づくりを検討するお考えはあるのか見解を伺います。

最後に、町指定ごみ袋の仕様変更と、それに伴う住民の声について質問いたします。町では、令和7年1月1日からごみ処理手数料の改定と併せて、新素材を使用した指定ごみ袋へ移行しました。しかし現在、町民の皆様からは「以前の袋より伸びない」、「ごみの量が入らない」、「破れそうになる」といった声が寄せられております。毎日の生活に欠かせないごみ袋だからこそ、使い勝手に対する住民の不安や不満は少なくないと感じております。まず、こうした町民の声をどのように受け止めておられるのかお伺いいたします。

次に、新しいごみ袋の素材選定についてお尋ねします。令和5年の町民ファンミーティングでは、新しい袋について「今お使いの袋より薄くて、伸びやすく破れにくい」という説明があったと認識しております。

一方で、実際に導入された袋については、「以前より伸びが悪い」、「多めに入れると取っ手が切れそうになる」と感じている住民も少なくありません。町として、どのような考え方や基準で現在の素材を選定したのか、また耐久性や使いやすさについて、どのような検証を行ったのかお聞かせください。また、「苦情を受けて、素材配合の見直しを行った」との説明もありましたが、町として現在の改善状況をどのように評価しているのか、併せて伺います。

多くの自治体では、伸縮性のある低密度素材を指定しています。これは、鋭利なプラスチックごみなどによる破損を防ぐためではないかと思えます。そこで、住民の使い勝手を最優先し、低密度素材へ変更する考えはあるか、町の見解を伺います。

以上、3項目について、理事者からの明快なる答弁を求め、壇上からの質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 皆様、おはようございます。それでは、村中議員のご質問にお答えをいたします。

3点目の町指定ごみ袋の仕様変更に伴う課題については私からお答えし、1点目と2点目は後ほど教育長から答弁させます。

それでは、3点目の町指定ごみ袋の仕様変更に伴う課題についてお答えいたします。初めに、新

素材ごみ袋への不安や不満の声についてのご質問ですが、「以前の袋より伸びない」、「ごみの量が入らない」、「破れそうになる」といったご指摘を受けておりますことは、毎日の生活に直結する重要なご意見として真摯に受け止めております。

当町では、ごみ焼却時のCO₂排出量削減に取り組むため、新素材を使用した指定ごみ袋へ移行いたしました。導入後に寄せられた使い勝手に関するご不安やご不満は、環境への配慮と住民サービスの両立を図る上で、極めて重要な課題であると認識いたしております。

次に、新素材の選定基準や検証についてであります。新素材への変更につきましては、ごみ焼却時のCO₂排出量削減を基本方針とし、他の自治体における導入事例を参考に慎重に検討し、導入いたしました。

耐久性や使いやすさの検証については、自治会代表者、ごみ収集運搬業者、町民の希望者、のへじファンミーティング参加者を対象としたアンケートを実施いたしました。サンプル品に限りがあったため、対象者を限定した一方で、広報紙にアンケート協力の記事を掲載し、広く町民の協力を募りました。調査結果といたしましては、「使いやすい」が29%、「変わらない」が44%、「使いづらい」が27%となったため、この結果を踏まえ導入を決定いたしました。

ご指摘を受けた材質の見直しについては、数件の苦情をいただきましたが、おおむね使い勝手の向上と環境配慮の両立が実現できたものと評価いたしております。

次に、低密度素材への変更についてであります。当町では環境への配慮と住民サービスの両立を図る姿勢に変わりはありません。今後も町民の皆様からのご意見やご要望をお聞きしながら、継続的な改善に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 1点目のご質問であります「生命（いのち）の安全教育」の推進について、私からお答えいたします。

初めに、当町における小中学校、幼稚園等での生命の安全教育の実施状況についてのご質問ですが、町内の幼稚園等では、友達に優しく接することや、自分の体を大切にすることなどが基本的な生活習慣の育成を図る教育の中で、機会を捉えながら指導されております。

小学校では、性指導や水泳教室の際に、適切な距離感やプライベートゾーンを取り上げた学習が行われているほか、SNSの安全な利用についても、具体的な対応方法を身につける学習として指導されております。

中学校では、青森県教育委員会から健康教育実践研究校の指定を受け、その中で性の多様性や性暴力、性感染症に関することを段階的に学び、正しい知識を持って、性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないための教育に取り組んでおります。

次に、文部科学省が作成している教材や指導の手引等の活用状況についてのご質問ですが、町内の幼稚園等では、生命の安全教育に関連した紙芝居やお話などを通して、身体の尊重や相手を大切にすることなどを分かりやすく学べるように取り組んでおります。

そして、小中学校では、文部科学省が作成した教材や指導の手引を学校の共有フォルダに保存し、授業やホームルーム等でいつでも活用できるようにしているほか、中学校では外部講師を招いた授業の様子と教材を保健だよりで紹介し、家庭と連携した指導にも力を入れております。

町教育委員会も、これらの取組がさらに効果的なものとなるように、各学校へは改訂された教材と指導の手引を周知し、教育課程内外の様々な活動を通じて活用するよう依頼しております。

このように当町の各園や各学校では、幼児から中学生までの発達段階に応じて、生命の安全教育に関する教材等の活用方法を工夫し、積極的な活用に取り組んでおります。

次に、情報モラル教育とも連携した人権教育としての指導についてのご質問ですが、児童生徒一人一人の人権を尊重する心と態度の育成は、学校の教育活動全体を通して指導しなければならない重要な教育だと捉えております。

各学校においては、特に情報モラルの指導を行う中で、生命の安全教育に関連した内容を取り上げて指導しております。

具体的な内容としては、スマートフォンなどを使い、本人の同意がなく、性的な画像を撮影したり送信したりする行為は、相手の名誉やプライバシーに深刻な被害を与える人権侵害になることや、児童生徒の身近なところにも被害者や加害者になる危険性が潜んでいることなどを、具体的な事例を基に正しく理解させております。

児童生徒が自分事として捉えることで多様性を認め、自他の生命や人権を尊重できる教育に取り組んでおります。

最後に、外部講師として専門家の方を活用した授業の取組状況についてのご質問ですが、当町では町教育委員会の主催で、町内の小学4年生を対象に、いのちのお話出前講座を実施しております。講師は、青森県助産師会の方々と、性や出産を中心に引き上げ、いのちの尊さや他者への思いやりの気持ちを育む内容でございます。

また、各学校においては、このほかにも専門家を招いた授業が実践されております。幾つかご紹介いたしますと、小学校では青森県警と県教育委員会の合同チームであるSTEP Sによる情報モラル教室や、大学の臨床心理士による心の健康教育などが挙げられます。中学校では、LGBTQ+についての活動をしているボランティアサークルの方による多様性に関する講話、あおり性暴力被害者支援センターの方による性暴力に関する講話、ウィメンズネット青森の方によるデートDVに関する講話などが挙げられます。

各学校では、子供たちの考えを深める多様な授業が実践されているため、町教育委員会ではこれ

らの授業をさらに充実できるように、外部講師に関する情報提供や当日の運営に関する支援に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の不登校児童生徒への食の支援と学校とのつながりについてお答えいたします。まず、町としての不登校児童生徒に対する食の支援の考えについてであります。全国的にも増加傾向にある不登校の子供たちへの支援を充実させるために、町教育委員会では今年度4月に野辺地中学校へ「サポートルーム」という名称の校内教育支援センターを設置し、新たな不登校対策支援への取組を開始いたしました。サポートルームには専門の支援員が常駐し、不登校や不登校傾向のお子さんへの学習支援や相談活動等を行い、生徒が安心して学校生活を送ることができるように努めております。

議員が心配される食の支援についても、在籍学級で給食を食べることが難しいお子さんがいた場合には、来室している生徒や支援員、先生方と一緒にサポートルーム内で給食を食べることができます。

欠席が続くお子さんがいた場合でも、給食は毎日用意されており、中学校では「給食を食べにおいで」といったような声がけをしながら、生徒が気負わずに学校へと足が向くような働きかけをしております。そして、現在も、給食を食べて短時間登校に取り組んでいるお子さんもおります。また、小学校においても同様の取組が行われており、在籍学級に入るのが難しい場合には、校長室や職員室で先生方と一緒に給食を食べることができます。

そのため、町教育委員会では、現時点において、不登校の子供たちが温かくておいしい当町の給食を食べる機会は確保されていると捉えております。

次に、サポートルームや学校施設等を活用して、給食だけでも利用できる居場所づくりを検討することについてお答えいたします。中学校のサポートルームで提供されている給食につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

当町では、町の給食センターで調理された汁物やおかずが決められた時間に各学校へ配送され、異物混入がないよう配膳室等で管理されているほか、牛乳は業者が配送し、学校では大型冷蔵庫で温度管理をして保管しております。そして、子供たちが給食を食べる前には、必ず教職員が検食を行っております。子供たちが安全、安心な給食を食べるためには、配送された給食を管理する職員や設備等が必要となります。また、児童生徒一人一人の食物アレルギーに関しても熟知しておくことが必要です。そのため、学校以外の施設においては、子供たちに給食を提供することが難しい状況です。

サポートルームを含む町内の小中学校では、いつでも給食を食べる機会が確保されており、子供たちの願いに寄り添った対応を心がけておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君の再質問を許します。

4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ご答弁ありがとうございました。

初めに、生命の安全教育についての再質問をいたします。授業の実施状況についてお伺いしたいと思います。生命の安全教育は、子供たちが自分自身や相手の大切さを学び、困ったときに相談できる力を身につけるために重要な学びであると考えております。そのため、子供たちの発達段階ごとや学年ごとの理解度に応じた丁寧な指導が大切であると思いますが、当町ではこの授業はクラス単位で実施されているのか、また学年単位で実施されているのか、また外部講師を活用する場合は、どのような単位で授業を実施しているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） ただいまの質問にお答えします。

授業に関しては、内容によっては学年ごと、それから全体での講話、講演ですか、それもございます。物によってはいろいろでございます。今手元にあるものであれば、例えば授業もあるので、クラスごとというのもあるのです。授業であれば、1年生であれば、多様な性というものが授業にあるとか、あと保健の授業にも性感染症などがありますので、授業になればクラスごと、それから物によってはと申し上げましたけれども、学年での講話というのもありますし、性に関する指導のデートDVなどは、これは3学年でやるとか、テーマによってそれぞれあります。ですので、クラスごと、学年全体と、いろいろあるということです。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） 学校教育における性教育において、児童生徒の発達段階を考慮し、特定の専門的な内容、例えば受精の過程や妊娠の経過など、深追いして教えないように定められた制度を歯止め規定といいますけれども、この歯止め規定の対応として、産婦人科医や助産師などの専門家を外部講師として活用することが積極的に推奨されるようになりました。

先日他県の議員の方からお話を伺ったのですが、生命の安全教育に関しては、外部講師として産婦人科医などの専門家を招いた場合であっても、学校現場における様々な配慮から、十分な内容まで踏み込めない場合があるとのことでした。教育現場や保護者の皆様の中には、子供には早過ぎる内容ではないか、またどのような内容が教えられているのかと不安を感じる方もおられるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。当町においては、生命の安全教育を進めるに当たり、教育内容について保護者や学校現場から不安や意見が寄せられることはあるのでしょうか。また、そのような声に対して、どのように理解を得ながら取り組まれているのかお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、これらの教育が発達段階に応じて進められていることがありますので、これまで小学校、中学校等で不安とか、そういった声は聞こえておりません。むしろ保護者のほうから「学校で生命の安全教育をしてくれているのはありがたい」という声があったということでした。

もしそういった早いのではないかと不安があるとかという場合、生命の安全教育にかかわらず、他の教育に関しても、例えば当事者であったりとかということも考えられなくはありませんので、そういう場合、内容によっては途中で退席するとか、またはこういった内容をやるといったときに、参加しないで別室で待機していてもいいとか、そういった対応を行っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） 青森県では、生命の安全教育が始まる以前から性教育の取組があり、そのような中、公益財団法人のプラン・インターナショナル・ジャパンの長島美紀氏は、青森県における先進的な取組を紹介されておりました。青森県では、外部講師が教職員に対して専門的な知識や指導方法を伝える研修も行われているそうです。また、授業実施後には学級担任、養護教諭、管理職などが連携し、子供たちの様子を見守りながら、気になる児童生徒がいた場合には情報を共有し、必要に応じて保護者とも連携するなど、1 人の教職員が抱え込まない体制づくりが進められていると伺いました。

そこでお伺いいたしますが、当町では生命の安全教育の実施に当たり、学校内でどのような連携体制を構築しているのでしょうか。また、授業を通して子供たちの不安や悩みを把握した場合、どのような支援体制につなげているのでしょうか。また、さらに予期せぬ妊娠などの困難な状況に直面した際や、思春期の妊娠や性に関する悩みを抱えた際に、子供たちが安心して相談できる窓口について、学校ではどのような体制づくりをしているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課指導室長。

○学校教育課指導室長（濱田健太郎君） 生命の安全教育を学校で実施して、子供たちの中には自分が今までに受けたものが性暴力などに当たるということを認識するお子さんもいるかもしれません。それらを学校の教職員に打ち明けるということもあるかと思います。学校の中では、そういった子供たちからの声が出たときに、どのように対応するかということを、スクールカウンセラーや養護教諭等を中心に対応を話し合っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、私たちの世代にとって性教育といえば、理科や保健体育で習う体の仕組みの話というイメージが強いかもしれません。あるいは子供にはまだ早い、刺激が強過ぎるのではないかと心配される方もいらっしゃると思います。しかし、今国を挙げて進められている教育は、単なる知識の伝達ではありません。それは、自分の心と体は自分だけの大切なものであり、誰にもそれを傷つける権利はないという人権を教える教育です。教育長も先ほど人権についてしっかりと取り組んでいると答弁いただきました。ありがとうございます。

ここで、1つの調査結果をご紹介します。これは、2025年に全国の高校生の保護者1,900人を対象に行われた最新の意識調査によれば、自分を大切に、他者を尊重して生きる力を育てる教育に対し、実に99%近い保護者が「共感する」と答えています。さらに、かつてのように性教育は家庭で教えるから学校では最低限でいいと考える親は僅か0.7%、つまり1,000人のうち10人もいないという結果が出ております。多くの親たちがネット社会の危険から家庭のしつけだけで子供を守り抜くのは限界だ、専門的な知識を持つ学校で正しく教えてほしいと、悲鳴にも似た声を上げているのが現代の民意です。本当に当町では取り組んでいることを今回確認いたしました。

野辺地町では、教育計画の筆頭に「命の保障」を掲げています。子供たちが自分らしく、尊厳を持って、この野辺地で育っていけるよう、町長、教育長には産婦人科医や助産師といった命の専門家の力も借りながら、さらに体制を強化していただくことを要望し、この項目を終わります。

では次に、不登校児童生徒への食の支援と学校のつながりについての再質問をいたします。私は、不登校の子供たちへの食の支援を考えたとき、まずは今ある施設や仕組みを利用することができないかと思います。野辺地の給食センターで活用することはできないのか、先日ちょっとお聞きしたところ、ちょっと運営面とか施設面で問題があるとのことでしたが、現時点で給食センターを活用した提供が難しいと判断している具体的な理由について、もう少し詳しくお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 今のご質問というのは給食センターで不登校の子供たちに給食が提供できないかというお話だと思うのですが、給食センターにそういう場所がないのです。1階は調理室と事務室で、2階がちょっとした職員が御飯を食べるところぐらいしかなくて、あと休憩室ということで、まず物理的に広さ的な問題が一番かと思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 全国では、例えば東京都の八王子市では給食センターを活用して、不登校児童生徒に提供することで、第2の居場所づくりとして取り組んでおります。また、愛知県の尾張旭市では学校給食センターで「あさびー食堂」というのを実施して、不登校など様々な理由で登校

できない子供たちに届けている、孤食の防止や安心して過ごせる居場所づくりにつなげております。もちろん当町で、このような小さな規模の自治体で、こうした先進事例と全く同じ取組を直ちに導入することは難しい面もあると思います。しかし、当町では健康増進センターにおいて、有志の皆様が長期休業中などに子ども食堂を開催し、子供たちの居場所づくりに取り組まれている実績があります。こうした既存の取組や施設を活用しながら、不登校の児童生徒に対する定期的な食の支援ですとか、平日の日中に安心して過ごせる居場所づくりについて、地域の皆様と連携しながら検討していくお考えはないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

先ほどの教育長の答弁からありましたとおり、学校給食の管理の部分、トラックから配送されて、それで冷蔵庫で保管ですとか、そのようなことで食の安全を保つため、いろいろ学校職員の協力を得ながら行っております。

そして、先ほども給食センターというお話ありましたが、給食センターであればそういう面はクリアできるかと思いますが、果たしてまた別の施設にそれを配送するとなった場合に、その辺が危惧されるという懸念がありますので、こちらでは非常に厳しいのかなと思っております。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） 承知いたしました。必ずしも町が全てを担う必要はないと考えておりますけれども、例えば地域の有志の方々や民間の方が不登校の子供たちのための居場所づくりや食の支援に取り組もうとしたときに、町が運営面での協力など、できる範囲で後押しすることも一つの方法ではないでしょうか。

そこで伺います。今後地域や民間団体が不登校児童生徒への食の支援や居場所づくりに取り組む場合、町としてどのような支援や連携が可能と考えておられるのか、お聞かせいただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） ただいまの質問にお答えします。

そういった民間の方のご要望に応じて、町ができること、できないことということで折り合いを合わせながら支援していけるのではないかと考えております。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ありがとうございます。子供たちを孤立させないために何ができるのか、行政だけではなく、学校、地域、保護者、そして私たち議会も含めて考えていかなければならない課題だと思います。本日の答弁を今後の検討につなげていただくことをお願いして、この項目を終わります。

次に、ごみ袋についての再質問をしたいと思います。ごみ袋の素材ですが、町では当初石灰石、炭酸カルシウムのことを石灰石と呼ばせていただきますけれども、石灰石を20%配合した新素材を採用し、その後住民からの声を受けて、石灰石を10%に減らし、代わりにバイオマスプラスチックを10%加えたとのことでした。

そこでお伺いいたします。当初は、環境に優しくとの観点から石灰石配合の素材を採用したものと理解しておりますが、その後プラスチックの割合を増やす見直しを行ったということは、まず当初の素材では強度や使い勝手に課題があったと認識しているということでしょうか。

また、環境に優しい袋として導入したにもかかわらず、結果としてプラスチックの配合を増やしたことについて、町としてどのように受け止めているのかお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） ご質問にお答えいたします。

当初炭酸カルシウムを20%、これは以前にファンミーティングとか、ごみの袋を改善するときのアンケート等を基にして、高密度の袋に移行したという経緯があります。当初は、この素材でコストも低く、環境にもCO₂削減の対応にもなるということで行ってまいりました。ですが、この素材であれば強度はあるのですが、裂けやすいという難点がありまして、その改善策として炭酸カルシウムを10%、バイオマスプラスチックを10%という配合に変えて、裂けやすいのを幾らでも改善する対応をいたしましたという経緯であります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。この炭酸カルシウムというのは、環境に優しくということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） CO₂削減に対応できるという話であります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） あと高密度ポリエチレンの性質についてですが、まず先ほどご答弁にもありました高密度ポリエチレンは、引っ張る力は強いですが、伸縮性はほとんどありません。また、高密度ポリエチレンのメリットは、薄くしてコストを下げることにあると思います。

確認いたしますが、高密度ポリエチレンというのは、袋を薄く作って、材料費やコストを安く抑えられることが一番のメリットだと思いますが、町としてもそういう認識でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） やはり経費削減というのは、主な項目の一つとなりますので、このような状態になっております。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） 現在のごみ袋は高密度ポリエチレンを使用して、厚さは0.03ミリとのことですが、高密度としては厚い部類になると思います。

一方で、以前のごみ袋は低密度素材であり、多少重いごみや角があるごみを入れた場合でも、素材が伸びることで負荷を吸収する特性がありました。現在のごみ袋については、住民の皆様から「以前より伸びにくい」、「ごみの量が入らなくなった」という声も聞かれております。私自身も使用しておりますが、以前の袋と比べると、一度に入れられるごみの量が少なくなったように感じております。

そこでお伺いいたします。現在と同じ0.03ミリの厚さを前提とした場合、住民の使いやすさや伸縮性の向上という観点から、低密度ポリエチレン系素材を採用するという選択肢について、町ではどのように考えているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） 町といたしまして、まず町民の利便性も大事だと認識しております。ごみ減量化推進委員会という組織も私たちの中にありまして、そちらのほうで検討して、町民の声を酌み取るというやり方もあるのかなというふうに私考えておりました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） 今回実際に素材配合の見直しを行ったということは、まず導入当初の仕様について何らかの課題があったと、町でもまず認識されているのではないかと思います。ごみ袋は、住民の皆様が毎日の生活の中で使用する生活必需品です。まず、環境への配慮が重要であることは十分理解しておりますけれども、しかし同時に実際に使用する住民の皆様にとって使いやすいものであることも大切な視点です。近隣自治体では、例えば六ヶ所村においては厚さ0.028ミリで、低密度素材を利用しております。住民の皆様から、まず大きな苦情は寄せられていないということでしょうか、現在。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） 直接、町民課のほうにそういう苦情というのはあまり聞こえていないと私は認識しております。ただ、間接的にやはり聞こえている部分もありますので、今回一般質問となったと思いますが、今後といたしましても町民のご意見というのは聞く機会をいただいたということで、今後の参考にしたいとは考えています。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ごみ袋について、まずそんなに大きな苦情は寄せられていないとしても、それは必ずしも住民の皆様が不便を感じていないということではないと思います。ごみ袋のことで、

わざわざ役場へ意見を伝える方は限られているかもしれませんが、しかし、毎日の暮らしの中で繰り返し使うものだからこそ、少し使いにくい、前のほうがよかったという声にならない思いが積み重なっているのではないのでしょうか。

町民の皆様が毎日気持ちよく使える、より使いやすいごみ袋にするために、今後素材や仕様について改めて検討していくお考えがあるのか、町長の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 先ほど答弁でも申し上げたとおり、7割の方が大体おおむね今の素材でいいという回答があるということで今町民課長が答えております。これからまた技術は進歩するので、何よりCO₂を削減するということが今地球上で大変重要なことになっておりますので、そちらと、あとは利便性と両立させていくことが重要だと思っておりますので、これからまた勉強させていただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 私は、環境に優しくということに取り組むこと自体、全く反対しておりません。国の方針ですとか時代の流れとして、環境への配慮が求められていることも理解しております。まず、環境に優しいごみ袋を目指して導入したとのこともあると思いますけれども、もしこの袋に入るごみの量が少なくなったために、結果として使う袋の枚数が増えてしまうのであれば、本来の目的と逆の結果になってしまうのではないかなと思います。

最後に、地域を回る中で町民の皆様からいただいた声について、1点提案させていただきます。現在当町では可燃ごみ、プラスチック、ペットボトルについて、町指定のごみ袋の使用が求められております。しかしながら、昨今の原材料価格の高騰や供給面の不安から、町においても指定袋の買いだめを控えるよう周知を行う状況となっております。そうした中で、町民の皆様から「せめてペットボトルだけでも市販の透明、または半透明の袋で出せるようにならないか」という声をいただいております。ごみ袋の原材料不足への対応や、少しでも町民の負担軽減につながる方法として、ペットボトルに限り市販の透明、半透明での使用を認めることについて検討していただくことはできないかと思っておりますが、これは通告外ですので、地域を回る中でいただいた住民の皆様の声として要望して、この項目を終わります。

本日はありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 以上で4番、村中玲子君の一般質問を終わります。

3番、木戸忠勝君の登壇を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） おはようございます。議長より一般質問の許可をいただきました。議席番号3番、木戸忠勝です。今回2点の質問をさせていただきます。1点目、地域おこし協力隊につい

て、2点目、町特産品について。

1点目の地域おこし協力隊について。地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化が進む地方に都市部から人材を招き、地域の活性化を支援してもらう国の制度です。隊員の任期は通常1年から3年。4月1日に2人の協力隊員が着任しました。2人とも活動目標は鳥獣対策です。町としての任期中のサポート体制をどのように考えているか伺います。

2として、隊員が任期終了後も本人の意向と地域ニーズの両立を図り、地域の担い手として自立できるような支援をすべきと思いますが、町の考えを伺います。

2点目の町特産品について。1として、ホタテ再生のために、町としてどのように考えているか伺います。

2として、肥料、資材、燃料の高騰により、こかぶ農家の経営もかなり厳しい状態と伺っております。町特産品を守るための対応策を検討できないか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、木戸議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の地域おこし協力隊についてのご質問であります。初めに地域おこし協力隊の任期中のサポート体制についてお答えいたします。議員ご案内のとおり、令和8年度から新たに鳥獣被害対策を任務とした地域おこし協力隊が2名着任しております。隊員2名は、現在役場庁舎内の産業振興課の隣に席を置き、隊員から相談や質問等があった場合には対応しやすい環境を整えております。また、鳥獣出没時には直ちに協力、連携できる体制を構築いたしております。

さらに、野辺地町地域おこし協力隊伴走支援業務を地域おこし協力隊経験者に委託し、日々の活動はもとより、任期中の私生活に関する相談、任期終了後の定住支援等、町の職員だけでは補えない部分まで幅広くサポートしており、新天地での不安の解消や隊員活動に集中できる環境づくりに努めているところであります。

次に、隊員の任務終了後に関する支援についてお答えします。隊員ご本人の意向が最優先となりますが、町といたしましては活動終了後も当町に定住していただき、町民の一人となっていただきたいと考えております。そのためにも任務終了後の支援は重要と考えており、現在国の制度に基づいた起業、事業を起こすことですが、事業継承に関する支援を検討しているところであります。

続きまして、2点目の特産品についてのご質問についてお答えをいたします。初めに、ホタテ再生のために町としてどのように考えているのかについてであります。議員ご案内のとおり、ホタテは当町の水産振興において核となる大切な資源であります。しかしながら、近年続く高水温やマダイによる食害により、ホタテ産業は危機的状況にあると認識しております。その対策として、令和8年度の当初予算において、野辺地町水産業緊急対策補助金を計上しております。野辺地町漁業

協同組合を通じて、母貝確保に要する経費やラーバを確保する採苗器等製作資材経費への補助を実施し、ホタテ産業の早期再生を目指しているところであります。

また、水産業の新たな所得確保の取組として、海業の実施も検討しており、町や漁業者、民間団体が一体となり、釣堀や遊漁体験、浜焼き等の実施による水産業での地域活性化を構想中でございます。

一方で、現在の危機的状況は当町だけのものではなく、陸奥湾全体の問題であります。今後は、青森県や関係市町村、研究機関等と緊密に連携し、ホタテの安定生産と成長産業化を目指してまいり所存でございますので、引き続きご指導賜りますようお願いいたします。

次に、こかぶ農家の経営難に対する支援についてのご質問であります。当町のこかぶは昭和60年からの生産開始以来、農家の皆様のご努力により、野辺地葉つきこかぶとして全国に誇れる農産物へと成長してまいりました。平成21年には、青森県「攻めの農林水産業」において最優秀賞を受賞し、平成24年には地域団体商標登録を果たすなど、全国から高い評価を得ていることは当町の農業の大きな財産であります。

しかしながら、近年の異常気象による記録的な大雨や、これまでにない高温により、こかぶの栽培環境は大きく変わってきているところであり、加えて昨今の社会情勢により資材等の高騰も農業経営に大きな影響を与えているところであります。

このような問題を解決するため、当町では優良な農産物の安定的な生産により、野辺地ブランドの一層の振興を図ることを目的とした野辺地町農業振興事業補助金を野辺地町農業振興対策協議会に交付し、補助を行っているところであります。この補助金は、水稻やソバ、長芋の種子購入から、ラジコンヘリコプターによる水稻防除、土壌診断に係る補助、さらには堆肥や肥料、土壌処理剤、鳥獣による農作物被害防止に係る経費など、幅広く活用できるものであります。

町としては、国や県の支援策を有効に活用しながら、町独自の支援と併せて、農業者の経営安定化に向けた支援を継続してまいり所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の再質問を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 1点目の地域おこし協力隊について再質問させていただきます。

協力隊、4月1日に2人の協力隊が着任しましたが、2人とも活動目標は鳥獣対策ですが、年々出没が多発している熊の対策を強化しなければならないと思います。昨年の12月の定例会でも熊対策について質問しましたが、そのときの町長の答弁では、猟友会の支部が設立しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますと答弁されましたが、町民が熊被害に遭わないために、早急

に町内の狩猟免許保持者に猟友会設立を依頼してはどうか、町長の考えを伺います。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） お答えします。

当町にありました猟友会につきましては、平成27年3月、会員数の減少により解散しております。その後も狩猟者は減少傾向にあることから、現状では設立は厳しいものと思われます。猟友会の会員の皆様は、有害鳥獣捕獲において貴重な人材でありますので、猟友会のない当町においては、現在町外の猟友会に協力していただいております。今後迅速な対応をするためにも、町内に在住する有害鳥獣の捕獲員確保が当町の課題でもあります。

町では、昨年度より狩猟免許取得に要する経費に対し補助をし、捕獲員の確保に努めているところです。こうして狩猟免許取得者が増加することによって、狩猟者が増加し、猟友会の設立につながるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今課長の答弁を聞いたのだけれども、ただ熊、これからどう推移していくか分からないと思います。やっぱり町民を守るために、もうちょっと緊張感を持って、早急に対応できる体制をつくらなければならないと思っております。

よそのほうでは、熊の出没が増えていることから、緊急銃猟の実施訓練とか、机上訓練を行っている自治体が増えておりますが、当町は訓練を行っているのか、また緊急銃猟の対応マニュアルを作成しているのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 通告は、熊対策というのが通告されていません。地域おこしの協力隊員についての通告ですから、質問を変えてもらわないと困ります。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） いや、今だから議長、協力隊員だから、熊対策を2人とも希望して来ているのですよ。その関連です。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（上野 優君） 緊急銃猟の対応ですけれども、現在マニュアルの案は当課で作成しております。今後関係機関と協議して、マニュアルを完成させていきたいと思います。その後、机上訓練であったり、実施の訓練をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 3番、通告の趣旨に沿って再質問するようにお願いいたします。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） だから、あの2人の協力隊員が鳥獣対策希望で来ているのです、2人とも。緊急銃猟の実施の権限というのは、市町村長とされております。町民が熊被害に遭わないために、担当課だけでなく、関係のみんなが共通認識を持つことが大事だと思います。町長はこのことにつ

いてどのように考えているか、町長に伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長に希望です。町長、答弁よろしいですか。

町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 緊急銃猟ということは各地で行われているわけですが、ただ緊急銃猟というのは、その方々がいらっしゃるわけではないと緊急ということはないわけです。ですので、今お話しされているのは、猟友会の話と話がごちゃごちゃになってきているので、少し整理して話をしなければならないのですけれども、前にもお話ししたのですけれども、猟友会というのはあくまでも趣味の団体です。今各地でつくっているのはガバメントハンターとか、役場で直接撃つ人とか、県庁でやるとかということがガバメントハンターの仕事として、今緊急銃猟をやりたいということが必要なことだろうと思います。ですから、趣味の方々を増やして猟友会をつくるというのも、まず手は手ですが、その前にまずはガバメントハンター、県から来てもらったり、警察で協力してもらったりして、緊急のときは熊を撃つということをまずはやらなければならないことだと思っています。

たまたま前回海で熊を撃ったのですが、あのときはたまたま横浜の猟友会の方が野辺地へいらしたので、できたということですので、それはそれとしての対応ですが、これからは違う方法もやらなければならないと。緊急銃猟ももちろん町の中で熊が出たときは、私の権限として、それはやってもらわなければならないこともあると思います。

○議長（岡山義廣君） 通告は、任期中のサポート体制をどのように考えているか。あとは、任期を満了した後に地域の担い手としてどのように支援するべきかというふうな通告でございますから、趣旨でございますから、この趣旨に沿って再質問するように簡潔に質問してください。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） では、2として、協力隊員就任後に、なかなか具体的な活動ができないのも課題の一つだと思いますが、課題解決するには行政側がしっかりと関わり、支援を行うことが大切だと思います。協力隊に任命したら、あとは任せきりというのではなく、隊員が活動しやすい環境づくりが必要だと思いますが、当町はどのようなサポートを考えているか伺います。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） お答えします。

サポート体制ということで、まず今年委嘱しまして任務に就いておりますけれども、現在においては段階的に支援していく必要があると考えております。まず、第1段階としましては、協力隊の地域理解と人脈形成の促進、隊員の活動方向性を見極め、地域住民との信頼関係の構築、第2段階としましては、事業計画の検討、策定支援、地域団体との連携の強化を図ること、起業、就業に向けた準備、第3段階としましては、補助金等の申請支援、起業、就業の実現化と段階的に進め、支援し

ていく必要があると考えております。

また、任期終了後においても隊員が当町に定住し、活躍し続けられるよう整備していく必要があると考え、当町への定住、定着の実現に向けての環境づくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。ありがとうございます。

2点目の町特産品について再質問させていただきます。前回町民と議員との意見交換会の中で、町民から気候の影響を受けない養殖業についてと、こう質問がありましたので、組合長ほか役員の方と意見交換させていただきました。組合長から、ホタテ漁師が何としてもホタテを再生したいと、自分たちも同じ考えだと言われ、町を代表する特産品のホタテを行政が先頭になって、我々もホタテ再生に協力しなければならないと私は感じました。

野辺地漁協では、外ヶ浜漁協から半成員、これ約30トン購入して、今50経営体のうち、希望するのが35経営体の方に分配するということでした。これが順調に育つと、来年の4月には母貝になるそうです。それまで漁師の収入減がない期間、これは行政もできる範囲で支援すべきだと思います。例えば今町で行っている草刈り、冬場の除雪等、漁師の方をお願いしてはどうかと思いますが、町長、どうですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） お答えします。

今ホタテが厳しい状況で、まず収入が確保できない状態である中で、そういった草刈りの支援という話をいただきましたので、今後漁協のほうと話しして、実現可能か協議していきたいと思えます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ありがとうございます。

それで、今海水温が高くなり、稚貝の大量死が深刻化しております。ホタテに代わる気候変動に対応した国事業を活用して、漁協としてはマガキガイ、アサリの試験実証を検討しているそうなのです。

先ほど町としてもいろんな補助をやっていると聞きましたが、前の補助で合うのか、さらに見直しの補助が必要ではないのか、その辺ちょっと伺います。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） マガキ、アサリの実証試験に関してですけれども、こちらは全額国費で実施しております。いろいろ協議した中で、町が支援していくことによって、国の補助金等が減額されるおそれがありましたので、今回は町の補助金の交付はしておりません。今後実証試験

等でいろいろ漁業者の方が取り組んでいきたいという形になりましたら、そのときはいろいろ協議して検討していきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ホタテ漁師、漁協としても、何としてもホタテを再生するという強い思いですので、担当課任せだけでなく、町長が先頭になって漁協への声かけ、できる限りの補助をしてもらいたいと思います。これは町長が行動することで、漁師とか漁協も励みになると思いますので、町長よろしくお願いします。

それと、次の葉つきこかぶの件です。5月中頃から、こかぶの収穫が始まっております。自分も2軒のこかぶ農家へ手伝いに行って、休憩時間にオーナーから肥料、資材の高騰で大変だと、今では長芋のほうが金になるということで、自分からも何げなく「じゃ、長芋に切り替えたらいんじゃないか」と言ったら、「そうは簡単にできない」と、長年こかぶの手伝いに来ている人や町の特産品を簡単になくしたくないということを言われたのです。町長、これがこかぶ農家の生の声なのです。

町長も公務で忙しいと思いますが、時間を見つけて、こかぶ農家の生の声を聞いていただきたいと思いますが、何としても町長が特産品を守りたいという思いは同じだと思うのだけれども、実際こかぶ農家に足を運んでもらって、生きた生の声を聞いていただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 毎年伺ってお話を聞くとともに、懇親会等も行っており、直接お話をさせていただいております。もちろんご案内のように、来月は私、また大田市場のほうに行って、トップセールスもやってきますので、それについて、仲買の方々との話も物すごく勉強になりますので、その話も伺ってまいりたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ありがとうございます。こかぶ農家も、今多分昨年より何軒か減っていると思うのです。今の状況を考えると、やめる人もあると思うので、できるだけ町長に現場の生の声を聞いていただくのをお願いして、再質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） これで3番、木戸忠勝君の一般質問を終わります。

55分まで休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時55分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

2 番、高沢陽子君の登壇を許します。

2 番、高沢陽子君。

○2 番（高沢陽子君） 2 番、高沢陽子です。通告に従って質問させていただきます。

まず 1 番目、外国人労働者と共生できるまちづくりについて。日本の社会は少子高齢化に歯止めがかからず、若年労働者が少なくなったことで、技能実習制度による外国人労働者の受入れによって、農業、漁業やサービス業、介護などが循環されてきたと認識しています。彼らは外国人材という呼ばれ方をされてきましたが、労働力である前に、地域で共に生きる生活者であると思います。野辺地町が彼ら外国人の国籍を問わず、地域交流や文化交流などを通じて、みんなが安心して暮らせる町となるよう、町長の前向きな答弁を求めます。

そこで伺います。1 つ、町内における外国人労働者の現状について、人数、国籍、在留資格、就労業種の現状はどうなっているか。

2 つ目として、多言語対応の窓口設置や相談体制の現状と課題はどうか。

3 つ目、日本語学習の機会（日本語教室など）の提供について、町が支援する考えはあるか。

4 つ目、町民と外国人住民が交流できる機会の創出について、町の考えはどうか。

2 点目の質問です。中学校部活動の地域移行に向けた町の取組について伺います。部活動の地域移行は、子供たちのスポーツ、文化活動の機会を守りつつ、教員の働き方改革を進める上で、避けて通れない課題だと認識しておりますが、一方で実情に合わせた丁寧な対応が求められると思います。子供たちが質の高いスポーツ、文化活動を継続できる環境整備に取り組んでいただくよう期待して、詳細について伺います。

1 つ目、野辺地中学校で設置されている部活動の種類、加入率、生徒数の推移はどうなっているか。

2 つ目、学校（教育委員会）、スポーツ団体、文化団体、保護者との協議体制は構築されているか。

3 つ目、これまで部活動を教職員が指導してきたところを、専門性ある指導者が指導するとのことだが、認定地域クラブとなる団体の全てで指導者が確保できているのか。

4 つ目、指導、運営に係る体制の構築や指導者の質の担保（資格、研修、ハラスメント防止等）について、町の対応としてどのように行うのか。

5 つ目、移行に伴い、保護者の会費、保険料、用具等の負担増が発生する可能性があるが、町の対応策はあるか。

以上、大きい項目 2 点について質問いたします。答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、高沢議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の外国人労働者と共生できるまちづくりについてであります。外国人労働者が安心して暮らせる環境づくりは、今後の地域活性化と地域社会の維持発展に向けて、重要な課題であると認識をしております。

まず、町内における外国人労働者の現状についてお答えをいたします。現在、当町における外国人在留資格者は230名ほどとなっております。国籍別では、多い順にベトナム、インドネシア、中国、その他となっております。在留資格の種類は、多い順に技能実習2号、特定技能1号、技能実習1号で、8割以上がいわゆる技能実習生であります。就業業種については、水産加工業、土木建築業、畜産業、宿泊業、介護関係などと伺っております。

次に、多言語対応の窓口設置や相談体制の現状と課題についてであります。当町において外国人住民の方専用の多言語相談窓口は設置しておりません。現在の窓口対応といたしましては、複数の方が来町する場合は、その外国人が所属する企業の担当者が随行されるケースが多く、個人の場合にはスマートフォンの翻訳アプリを活用して対応しております。

現状の課題といたしましては、相談ニーズの把握や、専門的な相談に対応できる体制、言語対応力の確保が挙げられます。解決に向けた方策としては、青森県が設置している外国人材雇用サポートデスクといった専門機関と連携し、必要に応じて相談者をつなぐ体制を整えることが現実的かつ効果的であると考えております。

次に、日本語学習の機会の提供に対する町の支援についてであります。外国人労働者の方々が地域社会に参画していく上で、日本語によるコミュニケーションの確保は、その基盤となるものと考えております。小規模自治体である当町といたしましては、町が単独で取り組むよりも、令和6年3月策定の青森県多文化共生推進プランに基づく県の支援策や関係団体との連携を生かすことが効果的であることから、その活用について研究したいと考えております。

最後に、町民と外国人住民が交流できる機会の創出についてであります。現在当町において外国人住民との直接的な交流を目的とした取組は実施しておりません。しかし、共に地域社会を構成する一員として、互いの文化を理解し合う機会をつくることは必要であると認識しております。

まちづくり総合計画後期基本計画におきましても、外国人を含むあらゆる方が気軽にまちづくりに参加できる仕組みづくりを掲げております。この方針に基づき、地域行事への参加など、町民と外国人住民が自然な形で交流できる方策について、受入れ企業や管理、関係団体と連携し、検討していく必要があると考えております。

まずは、町内の外国人住民がどのようなニーズや課題を抱えておられるのか、また周辺住民や自治会等がどのように受け止めているのか、現状を把握するところから始めていきたいと思っております。

続いて、2点目の中学校部活動の地域移行に向けた町の取組については、教育長が答弁をいたします。

私からは以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 2点目の中学校部活動の地域移行に向けた町の取組について、私からお答えいたします。

回答に先立ちまして、文部科学省では、令和8年度から取組の名称を「地域展開」に変更しておりますので、その名称で回答してまいります。

初めに、野辺地中学校で設置されている部活動の種類、加入率、生徒数の推移についてお答えいたします。令和8年度に設置されている部活動につきましては、運動部がスキー部、陸上部、バスケットボール部、卓球部、バドミントン部の5団体、文化部が吹奏楽部、美術部、英語部の3団体、計8つの部活動が設置されております。

部活動の加入状況の推移につきましては、令和6年度は加入者数196名で、加入率約84%、令和7年度は加入者数192名で、加入率約79%、令和8年度は加入者数118名で、加入率約50%となっております。

加入率が年々減少しているのは、団体競技を中心に町内外に地域クラブができ始め、そちらに所属し活動する生徒が徐々に増えていったこと及び今年度から町の認定地域クラブがスタートしたことにより、中学校の部活動加入者としてカウントされないためだと考えられます。

次に、学校、地域クラブ団体、保護者との協議体制の構築についてのご質問であります。町教育委員会において、令和8年4月1日付で野辺地町認定地域クラブ活動連絡調整会議設置要綱を制定いたしました。この要綱に基づき、町教育委員会、スポーツ・文化芸術団体、野辺地中学校、保護者及びその他教育長が必要と認めた者で構成される連絡調整会議を設置し、認定地域クラブ活動体制の充実、関係者間の情報共有及び連絡調整、その他認定地域クラブ活動の推進に関する事項を所掌することとしております。

今年度は、4月21日にスポーツ団体及び野辺地中学校の参加を得て、連絡調整会議を開催いたしました。会議では、認定地域クラブの概要、認定申請の流れ、施設利用、安全対策、町有バスの利用、町からの補助金制度等について説明した上で意見交換を行いました。今後定期的に連絡調整会議を開催し、関係者間の情報共有と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、認定地域クラブの指導者確保についてのご質問であります。令和8年度は認定事業の初年度であるため、主にスポーツ団体を対象に認定を行っております。スポーツ団体の認定に当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会または各競技協会・連盟の公認指導者資格を有している者1名以上を指導者として登録することが条件となっております。このため、スポーツ団体の認定に当たり、指導者は確保されるものと考えております。

また、教職員が地域クラブ活動に従事する場合の指導体制につきましては、令和8年4月1日付

で野辺地町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱を制定いたしました。この要綱に基づき、教職員がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動に円滑に従事することができるよう、兼職兼業の許可を行うこととしております。

あわせて、兼職兼業教職員の学校における勤務時間と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、働き方改革に沿って適切に健康管理を図ることとしております。

次に、指導、運営に係る体制の構築や、指導者の質の担保についてのご質問であります。町教育委員会では、野辺地町認定地域クラブ活動指導者用マニュアルを策定し、認定要件としての指導の在り方、適切な運営体制の確保等に係る事項をマニュアル化いたしました。

また、認定地域クラブに従事する指導人材に対し、暴力、暴言、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されないことを理解させ、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約させることとしております。

さらに、持続的、安定的な活動を確保するとともに、事故や不適切行為を防止する観点から、原則として複数の指導人材が携わることとしております。今後町教育委員会といたしましては、国や関係スポーツ団体等が実施する研修会の開催情報をはじめ、各競技協会・連盟の資格取得や指導に役立つ情報等を各地域クラブに提供し、指導者の質の向上を促してまいります。

また、今後開催されるインターネット研修への参加のほか、必要に応じてスポーツ庁が設置した地域展開相談窓口、地域スポーツ活動アドバイザー事務局を必要に応じて活用し、指導者に情報提供を行っていくこと、課題が発生した際は活用していくことを考えております。

最後に、地域展開に伴う保護者の会費、保険料、用具等の負担増への対応策に係るご質問ですが、保護者負担の軽減につきましては、複数の対策を講じることとしております。まず、町教育委員会が地域クラブを認定するに当たり、各クラブの会費は、国が示す金額のイメージを踏まえることとしております。認定に当たっては、地域クラブ活動を持続的、安定的に運営していくために必要な範囲内で、可能な限り低廉な会費、参加費等が設定されているかを確認し、認定の可否を判断いたします。

また、3つの補助金制度を新設いたしました。1つ目は、活動費補助金制度です。野辺地中学校に在籍する参加人数に応じて認定地域クラブに交付するもので、基本割として年額2万円、休日のみの活動は年額1万円、人数割として参加生徒数に2,000円を乗じた額を上限とした補助をし、会費の低廉や用具購入等の負担軽減につなげる試みとして実施するものであります。

2つ目は、指導者資格取得費等補助金制度です。指導者が必要な資格の取得、更新に要する経費に対して、補助対象経費の3分の2、年間1人当たり上限1万円を補助するものです。

3つ目は、参加者支援補助金制度です。経済的困窮世帯の生徒の保護者に対しての補助で、就学援助を受けている世帯を対象に、入会費、月会費、年会費、保険料等の補助対象経費について、生徒

1人につき年額2万4,000円を上限に交付するものです。

なお、これら3つの補助金の予算額は126万円となっております。

中学校部活動の地域展開は、今年度から本格的に事業を進めておりますが、令和8年度の地域クラブの認定は7団体を予定し、申請を受け付けております。

今後様々な課題が生じていくことを想定しつつ、文部科学省が策定したガイドラインに基づき、国や先進的な自治体等をはじめ、多方面から様々な情報を得ながら、地域展開を図ってまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君の再質問を許します。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 詳細にご回答ありがとうございました。

まず、1番目の外国人労働者と共生できるまちづくりについて再質問いたします。多言語対応の窓口設置、相談体制の件ですが、専門的な設置はしていないけれども、県の人材コンサルタントや必要に応じて、そちらにつないでいくとかというふうな町長の回答がありました。当面方向性としてはそういうことでやるということでありましょうが、例えば窓口においてになった外国人に対して、英語あるいは外国語で対応できる職員の配置は今現在されているのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） 現在英語等の外国語を話せる職員というのは、いない状態であります。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） なかなかすらすらいかないとは思いますが、身ぶり手ぶりでも通じるとは思いますが。今は小学校時代から英会話、英語に触れていますし、高校まで、あるいは大学まで英語を勉強する方もいらっしゃると思います。ぜひとも日常的に職員間でちょっとした会話をすることか、ちょっとそれに慣れていくというような、そういうこともやってみてはいかがかなと思いました。

そのほかに町民と外国人住民が交流できる機会の創出ということで言えば、数年前に町主催の成人式において、ベトナムのほうからおいでになって働いている女性が4人参加されて、大変いいことだと私は思いました。そういう形で何かイベントがあったら招待をして来てもらって、町民との交流をしてもらう。すぐには交流はできないかもしれないのですけれども、その場に来て雰囲気を味わう、また町民もこういう方々が町にいて働いているのだなということも分かると思いますので、ぜひそういう機会も設けていただければと思います。

それから、地域での生活で、ごみ出しの仕方や自治会のこと、そして地震の際の対応、地震に限

らず大雨災害の対応、あるいは行政手続などの町の支援に関する情報発信の取組は行われているのでしょうか、伺います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

基本的に今当町におられる方は技能実習の方が多く、その方々に対するこういった情報提供や周知ということになりますけれども、そちらに関しては、受入れ企業の方が第一義的には対応することとなっております。町のほうとしては、受入れ企業などにもお話しして、その地域ではこういう自治会がありますよ、ごみの出し方はこうですよ、あるいは災害時にはここが避難所になっていますよということを受入れ企業のほうを通してまずはお知らせしながら、また関係者というか、受入れ企業の関係者になる方というか、義務のない方に関しても町でお知らせするように努力しております。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） ありがとうございます。県内の市町村で外国人労働者、そういう方々との交流を持っている自治体はございますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

そういう外国人の方々との交流の機会を持っている自治体は、ほかにはあるとは思いますが。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 様々な国からいろいろな形で町でお仕事をしている、そういう方々を本当に多く見かけるようになりました。私たちの気持ちの中で、見慣れないとびっくりするとか、ちょっと恐怖感を覚えるとか、そういう町民もいらっしゃるかもしれません。当町でも本当に多く見かけるようになりましたが、彼ら働いている方々は住民とのトラブルがあるわけでもなく、迷惑行為をするわけでもなく、非常にスーパーなどで買物しているところを見かけますけれども、静かで紳士的で特に問題があるとは思いません。しかし、今年の国政選挙などでも、こうした外国人に対して、「外国人は優遇されている」とか「外国人を増やすな」などと訴える政党が増加したり、インターネット上では、「外国人は出ていけ」、「国に帰れ」など、差別発言を増幅されるような傾向がありました。現在も続いていると感じています。

外国人が我が町に住んでおられる意味、そしてどんな人たちがどんな理由で存在するのか理解しないと、外国人排斥や差別はエスカレートし、トラブルも増加します。国は違っても、お互いに交流しながら楽しく生活し、日本にいい印象を残すようにすることが、働くなら野辺地町と、野辺地を選んでもらえることにつながるのではないのでしょうか。ぜひ環境整備と生活支援を今後とも手厚くしていただくように要望をいたします。この項を終わります。

続いて、2番目についてです。中学校の部活動の地域移行の件ですが、先ほどの答弁の中では、今年の4月から始まったということですので、いろいろなことが進むのはこれからだと思いますけれども、スポーツ庁、文化庁の指導に従って、本当に細かく様々なことが決められて進められていくようです。大変だけれども、しっかりお願いしたいなと一面では思います。

認定地域クラブの指導者は確保できると思うということでもありますので、それは少し安心しますけれども、この認定クラブ7つの団体以外にも、様々なスポーツあるいは文化活動をしている団体があります。この団体についての認定というか、それは今後どのような形で行われるのでしょうか。その辺お願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後どのような形で認定されるのかということですが、先ほど申し上げましたように要綱がありますので、それに従った形で提出していただければ、こちらのほうで会議を持って、妥当かどうかということ判断して認定するという形になります。

ただし、先ほど申し上げましたように、文化団体に関しては、まだこれからどのように持っていくかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） ありがとうございます。

それから、指導、運営に係る体制の構築、あるいは指導者の質の担保という部分なのですが、マニュアルを作成していますということです。指導の在り方、適切な運営など、マニュアルに沿ってやっていただくということのようです。マニュアルに沿ってやられているかどうかの確認も必要だと思いますが、その運営がしっかりと行われているかの点検ですが、例えば年1回とかどんなふうに考えておられるのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） お答えいたします。

質の担保のためにマニュアルに沿っているかという点検ということですが、やっている部活動を訪問することもあるかと思いますし、もちろんこういったことに関して、今保護者とちょっと何かあると、ナーバスですので、声が上がってくるかもしれません。そういった子供たちや保護者、または参加している子供たちが中学校の先生方にどの程度お話しするかはちょっと不明ですが、もし当事者のほうからも声が上がった場合は調べてまいりたいと思います。また、定期的に会議を持つことにしておりますので、そこで毎回確認することに今後なるかと思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 2 番、高沢陽子君。

○2 番（高沢陽子君） ありがとうございます。

あとは、移行に伴って保護者の会費とか高くないように、決まりに沿って設定していただくということでございますので、ちょっと安心しました。やはり道具とか様々値段があるものなので、保護者にとっては大変な支出にならないようにと考えています。

先ほど地域クラブ活動推進事業のために年間126万円予算化しましたということですが、7つあるクラブで126万円、先ほど詳細を様々説明いただきましたが、1年間126万円で足りるのかなと。今後の予想、状況を見て、増額するというような考え方はございますか。いかがでしょう。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（長根一彦君） お答えいたします。

今教育長答弁した3つの補助要綱がありまして、補助要綱に基づけば、今回126万円以内で収まるという見通しを立てておりますので、これからまた増えるようなことがあれば、少し考えなければいけませんけれども、現在126万円で間に合うということで進めております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 2 番、高沢陽子君。

○2 番（高沢陽子君） ありがとうございます。

最近、最近に限らずですけれども、これまでニュースなどで部活の遠征中にバスが事故に遭ったとか、少し前、県内でもあったのかな、保護者の車に乗せて、事故が起きたというようなニュースもあったりします。富岡町への遠征中のバスの事故では、高校生1人が亡くなりました。また、けが人も多数ということで、こうした場合の責任はどこが負うのか、明確になっているのでしょうか。

練習試合の遠征の際の移動手段が保護者とか顧問の善意によって、ずっとやられてきているのではないのかなと。この際バスの手配やら運転手の確保とか、そういうものがクラブの関係者の負担で続くのであれば、部活は続かないのではないかと思います。事故のときの対応はどのようにするか、方向性が何か出されているのか。保護者の責任だけではなく、公のところでしっかりと責任を取るという、そういう形になっているのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） お答えいたします。

学校の、特に公立学校の部活動であれば、中学校であれば設置者である町ということになると思いますが、そちらが責任を負うと思うのですが、地域クラブはあくまでも学校を離れた地域クラブですので、そこに関して責任を公的なところ、町が負うということではないと思います。

または、バスの確保とかというのは、その地域クラブがやるものでありまして、でも困るだろうということで、町有バスもそこに投入できないかなというところを前回話し合いの中に、町有バスの

利用もできないかなということも含めたものであって、町有バスを使って優先的に部活動の遠征に行くというものではございません。あくまでも今まで学校でやっていたものを民間のほうに移行して展開するというものですので、全て町が責任を負うであるとか、町が何とかするとかというものではございませんので、そこのところは線引きをしようとは思っております。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 分かりました。子供たちの部活動が安全、安心の下で、自己実現や将来にわたるスポーツ、文化芸術活動の機会の確保、充実のために行われていくように願っています。

顧問や保護者が過度な負担と責任を負うことがないように、また過熱し過ぎた部活が今のままでいいのか少し考え直し、新しいやり方で再出発する時期に来ているのではないかと、今がその新しい方法になると思います。町教育委員会がリードして、保護者、地域団体などでよい方向を見つけていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） これで2番、高沢陽子君の一般質問を終わります。

午前の一般質問はこれで終了します。

1時半に再開します。休憩に入ります。

休憩（午前11時32分）

再開（午後 1時30分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

11番、赤垣義憲君の登壇を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11番、赤垣でございます。議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

私の質問は4つでございます。まず、1つ目、指名競争入札の指名業者選定についてお伺いいたします。5月20日に行われた下町・一ノ渡線舗装補修第2期工事の指名競争入札において、これまで入札に指名していた準町内業者2者を指名しなかった理由を伺います。

これまでの入札では、辞退者を想定した上で、入札者を確実に5人以上確保するために7者を指名してきた経緯があると思いますが、5者だけ指名した理由と審査規程等の変更など、何かしら変化があったのかをお伺いいたします。

2つ目の質問は、町職員の自家用車通勤における駐車場についてであります。自家用車通勤をされている役場職員は、一定数いると認識しております。自家用車通勤を認めているのであれば、近隣の空き地を借り上げるなどして、雇主である町が職員用の駐車場を確保する責任があると考えま

す。職員の通勤事情を考慮した対策が必要と考えることから、職員用駐車場について町の見解を求めます。

3つ目の質問は、中央公民館の駐車場の利用についてであります。多数の来場者が見込まれる日における中央公民館利用者への駐車スペース確保について、町の対応や対策をお伺いいたします。また、公民館駐車場の利用基準などがあるのかお伺いいたします。

4つ目の質問は、統合小学校新築事業と児童館新築事業についてお伺いいたします。統合小学校新築事業において、統合小学校新築事業調査特別委員会でも質疑させていただきましたが、その後何か検討されたのかも踏まえて、改めて質問させていただきます。

統合小学校建設工事と児童館建設工事の一括発注について伺います。統合小学校建設は学校教育課、児童館は健康づくり課が所管であると認識しております。当初予算でも統合小学校新築事業費は教育費、児童館新築事業は民生費と、それぞれ別項目で計上されていることや、費用の財源も違うことから、事業としては全く別物と理解しております。たとえ同時期に同じ敷地内に建設するとしても事業は区別すべきで、工事は別発注が適切と考えますが、町の見解を求めます。

事業費の単価入替えについてお伺いいたします。令和7年度の単価を適用して実施設計されたことから、工事を発注する令和8年度の単価に入れ替える必要があるということで、入替え業務費として、児童館新築事業では64万2,000円、統合小学校改築事業には428万2,000円が予算計上されました。実施設計完了時期を令和7年度内ではなく、令和8年度にずらすことで単価入替え業務が不要となり、およそ500万円の経費が削減できたであろうと考えます。

当町と同じようなタイミングで統合小学校の改修事業を進めている板柳町では、今年5月1日に事業費の予算が可決され、これによって国と県からの交付金を受け、28年度4月の開校に向けて事業が動き出すことになるとの報道がありました。このことから令和7年度中に事業費を確定しなくてもよかったのではないかという疑問が生じます。野辺地町は、なぜ令和7年度中に実施設計を完了させる必要があったのか、その理由をお伺いいたします。

統合小学校新築事業調査特別委員会において、単価入替え後の具体的な金額は提示できないと説明を受けました。委員会で配付された町からの説明資料によれば、単価入替え後の建設事業費がそのまま統合小学校改築工事の予定価格になるからというのがその理由でした。

一方で、委員会でこのことを質疑した際には、単価入替え後の設計価格は予定価格とイコールではなく、予定価格に近い金額であるという内容の答弁だったと認識しています。さらには、単価入替え後の価格は、当初計上していた予算を超えない範囲であるとの説明もありました。

町からの説明内容を整理すると、単価入替え後の価格は入札予定価格に近い金額、しかも当初提示していた事業費の範囲内となります。単価入替え前の事業費は、8年度当初予算に継続費として計上されており、この金額は誰もが知り得るものであります。役場庁舎新築工事の際にも設計価格、

つまり工事費などの事業費内訳は提示されておりましたが、これが入札に影響を与えたという事実は確認されていないと認識しております。単価入替え後の事業費が予定価格とイコールではないというのであれば、その価格を公開しても問題ないものと考えますが、なぜ単価入替え後の価格が提示できないのか、その理由を伺います。

統合小学校改築工事及び児童館新築工事における物価高騰対策と建設資材調達について伺います。昨今の中東情勢により様々な分野で物価が上昇している現状にあり、今後もさらなる値上げが危惧されていると認識しております。小学校や児童館の建設に必要な資材も例外ではないと考えます。特に小学校の改築工事に至っては、複数年度にわたって施工されることから、工事が進む中で資材や労務費などが値上げとなる可能性は否定できないと考えます。工事価格が決定した時点から工事完了までの間に資材等の価格が高騰した場合には、緊急スライド条項の適用等による事業費の増額が必要となるでしょう。この場合、増額分の財源はどのように確保するのか、統合小学校改築工事と児童館新築工事、それぞれの事業ごとにご説明願います。

ナフサなど石油由来製品、石油関連製品の調達が不透明な状況から、大手建設資材メーカーではユニットバスの受注を一旦停止、食品メーカーは塗料関連物資の不足から包装パッケージの色を制限するなど、大企業が先立って対策しているようです。野辺地町では、指定ごみ袋の買いだめを控えるように促すなど、品薄になることに警戒感を持っていると推察します。

一方で、指定ごみ袋以外でのごみ搬出を認めている自治体も幾つかあり、資材調達に対する危機感を持っているというのが全国的な動向であると思います。このような社会情勢においては、小学校や児童館の建設資材が調達できない事態も十分に考えられます。資材調達が困難になれば、当然ながら工事は中断せざるを得ない状況になり、事業スケジュール変更を余儀なくされることにつながります。スケジュールが遅れるばかりではなく、工事の中断は建設業者にも影響が及びます。現在の社会情勢を鑑みれば、資材調達が困難になった場合の想定は必須と考えますが、町はどのような対策を講じるお考えなのか伺います。

最後に、統合小学校新築事業の見直しについて伺います。私は、以前から小中一貫教育への移行を提案してまいりましたが、現状の中学校校舎を小中一貫校として使うには、体育館やグラウンドなどの設備が足りない、あるいは狭いなどの理由から取り上げられませんでした。そのような理由であれば、中学校校舎を使わずに、現在進められている統合小学校新築事業を見直して、小中一貫校を見据えた校舎を建設するのはいかがでしょうか。

六戸町義務教育学校では、小中一貫教育にしてから不登校が減少したとの報道もあり、子供たちにもよい変化が見られたようです。新校舎完成のタイミングで小中一貫校に移行するなど、現在の計画を見直す検討をしていただけないものかお伺いいたします。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、赤垣議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の指名競争入札の指名業者選定についてのご質問ですが、初めに審査規程等の変更など、何らかの変化はあったのかという点についてお答えいたします。指名競争入札の参加者指名に係る規程等については、これまでと同様で変更はしておりません。規程等に基づき、その時々状況に応じて、指名する事業者を選定させていただいております。

次に、準町内業者を指名しなかった理由についてであります。まずご質問にございました準町内業者につきましては、これまで何度かの建設工事指名競争入札において、規程等に基づき指名させていただき、受注された際には確実に工事を履行していただきました。

一方で、近年準町内業者を含めた指名競争入札において、町内事業者の受注機会が減少傾向にありました。このことからご指摘の指名競争入札におきましては、町内業者の育成や受注機会の確保という観点から、まずは町内の事業者のみでの入札を実施したところであります。また、年度の早い時期での入札執行であったことから、各事業者とも手持ち工事が少ないと思われましたので、町内事業者のみでも競争性を確保できると考え、選定したところであります。

今後の指名競争入札につきましても、規程等に基づき、個々の工事内容やその時々状況を鑑み、引き続き適正な事務を進めてまいります。

続いて、2点目の町職員の自家用車通勤における駐車場についてお答えします。自家用車通勤に伴う駐車場につきましては、これまで職員がそれぞれに確保し、その料金を負担している状況にあります。こうした状況を踏まえ、国におきましては、民間の状況を調査した上で、官民の均衡を図る観点から、月5,000円を上限とする駐車場等に係る通勤手当を令和8年4月から新設したところであります。当町におきましても国の制度に準じ、同月から当該手当を導入しております。職員の負担軽減につきましては、この通勤手当の運用により対応してまいりたいと考えております。

議員ご提言の空き地の借り上げにつきましては、町が新たに賃料や区画の管理といった負担を負うこととなりますことから、まずは手当の適切な運用に努め、借り上げにつきましては中長期的な研究課題として受け止めてまいります。何とぞご理解賜りますようお願いいたします。

続いて、3点目の中央公民館の駐車場の利用についてお答えいたします。まず、中央公民館の駐車場につきましては、約100台収容できます。多数の利用者が見込まれる日における駐車スペースの確保についてであります。利用申込申請の段階で予定される人数を把握しており、駐車スペースが手狭になることが予想される場合には、事前に職員に対し、公用車及び私用車の駐車を控えるよう周知しております。

次に、公民館駐車場の利用基準についてであります。特に設けてはおりません。今後も公民館利用者にご不便をおかけすることのないよう、駐車場の管理、運用に努めてまいります。

続いて、4点目の統合小学校新築事業、児童館新築事業についてお答えします。初めに、統合小学校建設工事と児童館建設工事の一括発注についてのご質問ですが、2つの事業は予算上別項目で計上されており、所管課も異なります。しかしながら、一括発注することで、まずは経費の削減が図られます。また、校舎及び児童館の建設、既存校舎等の解体、外構等の複雑な工事工程でタイトなスケジュールとなっておりますが、一括発注することで工事間の調整が容易となり、より確実な工期内の施工が期待できるものであります。そのほか、トラブルが発生した場合には、代表者が一括して対応できるなどのメリットがあります。

次に、単価入替え業務の必要性についてのご質問ですが、当町が令和7年度中に実施設計を完了させた理由は、国庫補助金の採択要件によるものであります。令和8年度の国の当初予算で補助金内示を受けるためには、令和7年度中に実施設計を完了させることが要件となっており、この要件を満たすことと、国への事業計画を提出するに当たり、精度の高い事業費を積算する必要があったために、令和7年度中に実施設計を完了させたものであります。

次に、単価入替え後の事業費が提示できない理由についてのご質問ですが、当町では町の予定価格の公表に関する事務取扱要領に基づき、入札での予定価格は原則として事後公表としております。単価入替え後の事業費は、原則として事後公表としている予定価格の設定の基となる設計金額となりますので、公表はいたしません。

統合小学校調査特別委員会における単価入替え後の事業費の説明資料について若干のそごがありました。改めて申し上げますと、予定価格の設定は事業設計書を基に決裁権者が行うものであります。今後の公共工事の発注におきましても、この方針で対応してまいります。

次に、物価高騰対策についてのご質問ですが、スライド条項の適用により事業費が増額となった場合、統合小学校新築事業の財源は、原子力立地給付金相当額の積立てを活用する予定であります。

どの程度の物価上昇であるか、現時点では予測困難ですが、事業費の増額分に対しては、第1に過疎対策事業債を充て、その償還部分と過疎対策事業債で賄えない部分に原子力立地給付金相当額の積立て分を活用することで対応できるものと考えております。

また、児童館新築事業費の増額分に対しては、第1に過疎対策事業債を充て、その償還分と過疎対策事業債で賄えない部分は一般財源などでの対応を想定しております。

次に、資材調達リスクへの対応についてのご質問ですが、新聞やテレビ等で連日報道されているとおり、中東情勢により資材調達が厳しい状況にあることは、町においても認識をしております。

資材調達が困難になった場合の対策につきましては、工事施工業者が決定した後、資材確保の状況を聞き取り、様々な可能性を考え、工事が中断することのないよう努めてまいります。

最後に、小中一貫教育の移行についてのご質問ですが、現在進めております統合小学校を新築し、中学校は現校舎を利用する計画を変更する考えはございません。将来を担う子供たちが安全に安心して学べる教育環境の整備に向け、早期の完成を目指し、現在の計画を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の再質問を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まず、指名競争入札の指名業者選定について再質問させていただきます。

指名業者の選定に当たって、基本とする規則等を改めてお伺いしたいと思います。お答えをお願いします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

指名業者、業者選定につきましては、業者指名審査会規程の審査委員によって、その工事等々の要件を勘案して指名業者を選定します。その指名業者につきましては5名以上を基準として指名する、さらには町内15者から町内業者、準町内業者、県内業者、県外業者というふうな順に従って、その工事の内容等を勘案して業者を指名していくということとなっております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まずは、業者指名審査会規程の中から、その規定に従ってということで、その次に伺ったのは、5者以上で入札を実施するということですが、それは野辺地町財務規則にのっている規則だと認識しております。その後に準町内、県内、県外と指名を広げていくということは、入札参加資格選定規程に準ずるものだというふうに理解しました。

今この順番で説明を受けましたけれども、工事等競争入札参加資格選定規程と野辺地町財務規則の優先順位、どちらが上位にある規則なのかお示してください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

まず、財務規則に基づいて行います。その後各規程等々に基づいて指名していくという形になります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。今年度の入札、先ほど通告した内容の中にあった5月20日に行われた入札においては、それまで、昨年度まで入札に指名していた準町内業者2者が指名から外れておりました。

先ほど町長の答弁の中には、5者でできるだろうということで、今回5者を指名したというような説明があったと思います。春先の入札であることから、手持ち工事が少ないだろうという予想の下に5者に絞ったような説明でありましたけれども、昨年度も同じく6月でしたか、早い時期に同じような道路工事の入札がありましたけれども、同じようなタイミングの入札で、昨年度と今年度が違う。昨年度は7者を指名、今年度は5者指名、この違いの理由をご説明願います。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 指名業者の選定につきましては、先ほど町長が答弁したとおりではございますけれども、基本的に業者を決める審査会におきまして、経審点、それから実績、それから町に届け出た希望工事の種類、手持ち工事の状況、それに見合った技術者の設置、それから最近の入札会の成立状況等、様々な要件、要点、項目から総合的に判断して選定をしているところであります。

町長答弁したとおり、最近の入札会の状況を見たときに、準町内業者の受注機会が増えて、町内事業者の受注機会が若干減少傾向にあると、そういうのも幾つかの要件の一つとして総合的に判断した結果、今年度、年度当初は準町内業者を入れない形で選定したものでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の答弁の最後のほう、準町内業者の落札が多く見られると、町内業者の落札の機会が少なかったということで準町内業者を外したということですが、入札自体は公平公正に行われるわけで、どの業者が落札するかは、それは分からない状況だと思います。

確かに町内業者の落札の機会が少なかったという現実はあるのかもしれませんが、それを理由にしてしまうと、準町内業者には落札させたくないという意図を私は感じるのですが、そういったところは町としてどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 町長の答弁にありましたけれども、町内業者の育成、これは議員も特別委員会でお話ししていたとおり、町内業者の育成、それから町内業者の受注機会の確保、そちらのほうも考えていかなければいけないという中での総合的な判断でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ということは、これから先も町内業者を育てるという観点から、5者で入札が成立する、財務規則によれば5者以上、5者に満たなくても入札は執行できるという条件でありますけれども、町内業者5者の指名でこれからも進めていくという町側の見解として受け止めてよいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 町長が答弁したとおりなのですが、その時々状況を鑑みた上

で総合的に判断してまいります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） その時々状況を鑑みて、今年度と昨年度の状況の違いが私は理解できないのですが、その時々状況という大きなもやっとした感じの、明確な答弁に聞こえないのですが、もう少し詳しくご説明いただけないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 繰り返しになりますけれども、最近の入札会の結果を見ますと、準町内業者の方々の受注機会が増えている、町内業者の受注機会が若干減少傾向にある、そういう中で町内業者の育成、受注機会の確保も図っていかなければいけない。様々なことを考えた上で総合的に判断して、今までもそうでしたけれども、今後もそういう形で進めていきたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 財務規則には5者以上で入札を行う、5者に満たない場合でも入札を行うことができるということで、これが規則の上位に当たるとことでありますけれども、まずここから選定の基準が始まるのかなと。それで入札参加資格選定規程によれば、第9条にあります希望建設業種の町内業者数が2者以内の場合は準町内、県内、県外と指名の範囲を広げていけると。まず、上位の規則が財務規則であれば、今後準町内業者の指名はないと私は解釈しますが、それよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） その解釈は、間違っていると思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） どのように間違っているのかご説明願います。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 財務規則に5者というのはありますが、その後にただし書がございます。ただし書も含めれば、なぜその準町内を入れないというふうに財務規則から解釈できるのか、ちょっと私は理解できません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 副町長の今の捉え方がちょっと違うのかなと思います。財務規則は5者で入札、ただし5者以内でも入札ができるという規則です。

一方で、入札参加者選定規程では、町内業者が2者以内の場合、2者しかいなければ、準町内業者、県内業者、県外業者と指名を広げていけるという規程であります。つまり5者で入札という大前提があって、ただし5者以内でも入札ができれば、今年度の5者指名で成り立つと思うのですが、これで今後も進めていくという解釈でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 5者以上あってはいけないという規定はないと思います。入札参加資格選定規程のほうで、準町内等を入れることができますとあります。加えることもできますし、加えないこともできます。ですので、準町内業者を入れて、例えば7者にしても、入れないで、町内だけ5者にしても、どちらも財務規則にのっとっていますし、選定規程にも、どちらにも合致しているということになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 同じような質問になってしまうのですが、先ほど答弁の中で町内業者の落札機会が減っていると、要するにほかの委員会等でも説明というか、町の認識を伺ったときに、町内の業者を育てる考えはあると町長が述べられました。こういったことを考えれば、やはり町内の5者を指名して進めるのが町のおっしゃるところの筋が通ると私は解釈しておりますので、解釈次第で5者にしたり、7者にしたりという、さじかげんで変わるような規程ではなく、しっかりと線を引きけるような基準を設けるべきと私は考えますが、規程や規則の見直しをする考えはございませんか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 5者であっても7者であっても10者であっても、規程、規則に違反はしておりません。合致しております。その規則、規程に合致した中で、それを選定していくのが審査会でございます。ですので、今回土木工事をやりますけれども、ほかの電気工事とか、あるいは様々な工事、10者くらい示して行う場合もございます。様々な内容、発注する内容によって、その辺は審査会のほうで規則、規程に基づいた上で、あとは入れるか入れないか、何者にするかというのは今までどおり、今後も今の規程に基づいて行っていきたいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 入札に関する質問は終わります。

次に、自家用車通勤と公民館の駐車場、これはちょっと関連がある内容ですので、これについて再質問させていただきますが、まず公民館の駐車場は先ほど100台程度あると答弁の中で伺いましたけれども、この中でその100台分のうち、現状職員は何台利用しているか、把握されておりますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 赤垣議員のご質問にお答えいたします。

役場職員が公民館の駐車場を利用していることについては、約40台くらい利用しております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 大体4割使っているということであります。

では、役場周辺の駐車場、民間の駐車場が幾つかあると思いますが、役場周辺の駐車場の空き状況は町として把握しておりますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

役場周辺の駐車場の空き状況につきましては、把握してございません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私は、町が責任を持って自家用車通勤を認めるのであれば、先ほど答弁にも5,000円の駐車料金を町が手当を出すという説明がありましたけれども、駐車場がないのに、お金出すから民間の駐車場に止めてねというのは、あまりにも無責任かなと感じます。駐車場の空きがあって初めてできる対策なのではないかなと。そうしないと、やはり公民館を利用する職員が減らないだろうと思います。ぜひ民間の駐車場、近隣の駐車場だったり、あとは空き地だったり、あとは空き家などをしっかりと町が責任を持って借り上げなどして、職員に対して駐車スペースの確保をすべきと私は思うのです。

先ほど町長の答弁で、町の負担が増えるから、それはしないようなお返事をもらったのですが、これは町の、要は雇主の責任だと思うのです。そうでなければ、職員の皆さん困るわけです。止めるところがない、5,000円もらったところで空きがない、結局は公民館に止めるしかない、こんな流れになって、公民館を4割も占領してしまえば、今度は町民の皆さんがいざ使うとなったときに止められないということになりかねないと思います。実際に100名以上収容できる公民館のホール、ここを利用した大きな催物などがあったときには、もう駐車場は満杯になるのです。止め切れないような状況になるというのは私は見てきております。ぜひ職員の方々のために、町が責任を持って駐車スペースを確保するという検討をしていただけないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

職員の駐車場を確保する責任についてですけれども、一義的には責任はないものと、法的にないものというふうに考えてございます。ただ、職員の通勤事情を考慮した対策ということであれば、職員の負担軽減を図ってはどうかという提言として解釈いたしますと、それにつきましては、今年の4月から月5,000円の駐車場に係る通勤手当を新設しておりますので、まずはこちらの運用のほうで対応したいというふうに考えてございます。その後につきましては、中長期的な研究課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 中長期的な研究課題ということであるならば、まずは近隣の駐車場がどれくらい空いているか、それをしっかりと調査して把握した上で対策を講じていただければなと思い

ますので、検討をよろしくお願いします。

小学校、児童館の建設事業について再質問させていただきます。まず、建設費用の見直しを実施したところだと思いますが、単価の入替えによって実施したけれども、これはこれまでの予算の範囲内であるということで説明を受けました。ということは、単価入替えによって増えた部分もあれば減った部分もあるという内容、金額は言えなければ言わなくてもいいのですが、増えた部分も減った部分もあるという解釈でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、そのような解釈で結構です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 増えた部分もあれば減った部分もある、プラス・マイナスであまり変わらないという解釈をさせていただきますが、このご時世、減るというのは私ちょっと考えられないのですが、どういった部分が減ったのか、ご説明願います。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） お答えいたします。

3月議会に提出した統合小学校新築工事費は、基本設計で算出した金額で議決をいただいていることで間違いはありません。

その後、業者から提出された実施設計の工事費算出において数量の入力ミスが判明し、再度提出を求め、改めております。そして、今般改めた実施設計額を基に令和8年4月に単価入替え業務を実施しているところでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 業者が積算を間違っていたということで、多く見ていた部分があったということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） ちょっと待ってください。

学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） そのとおりでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 間違いがあったということで、間違った数字を私たちは聞かされていたということになります。であるならば、間違っていた部分をしっかりと説明していただかないと、私たちは何のためにここにいるのかということになると思うのですが、その間違っていた部分の説明をいただくことはできますか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

これまで特別委員会等で基本設計の部分の金額ですとかお示しておりますが、その辺が先ほど申し上げたとおり、若干業者のほうでも積算の誤りというものは、後ほどの特別委員会等でご報告したいと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 後ほどの特別委員会での報告ということですか。もう来月には入札があると私は理解しているのですが、その報告はいつされるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 先ほども申し上げているとおり、若干業者のほうで積算の微修正でございましたので、現在予算内に収まっておるところでございますが、その辺の詳細につきましては入札後の委員会等でご説明したいと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 入札が終わってからの説明ということで、事後承諾という感じになってしまうのかなと思いますが、もしそういうことがあったのであれば、これは入札まで実施するべきではないと私は考えます。多少入札の時期をずらしてでも先に説明をして、これぐらいの間違いがあって、実際はこれぐらいの予算というか、事業費の規模だった、単価入替えをした結果こうなりましたというしっかりとした説明があって初めて次のステップ、入札に進めるのではないですか。この辺、町長はどうお考えですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 一般単価入替え業務が終わりました。そこで、最新のしっかりとした数値が出ました。そのしっかりとした数値で入札を行いますので、問題はないと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） しっかりとした数値かどうかは説明を聞かないと分からないわけで、この辺が曖昧だと私は言わざるを得ないと思います。

野辺地町財務規則の第110条4項、「予定価格は、一般競争入札に付する前後に公表することができる」と書かれてあります。実際に予定価格の公表は入札に影響があるなどの理由で事後公表と先ほど説明ありましたが、財務規則には前後に公表できるとあります。事後公表に決定する理由は何でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

野辺地町予定価格の公表に関する事務取扱要綱というものがございまして。その中で公表の対象、それから公表時期等々がうたわれておりますが、予定価格は原則として入札における落札決定後に

公表しますよということが原則としてうたわれております。かつ、公表する場合等は、その入札執行後直ちに行う、速やかに行うのですよということが明記されております。ですので、事後公表というのが基本線ということとなります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の課長の説明の部分は理解しました。となると、野辺地町財務規則とちょっと擦れ違いがあるということになるかと思います。財務規則では前後に公表できる、今説明あったところは基本事後公表と。ここのしっかりとした規則の見直しというところが必要になるかと思いますが、今後検討いただけますか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 「前後にできる」ですので、前でもいいし、後ろでもいいのですが、ではどちらにするかというのをその下の要領なり規程で、野辺地町の場合は事後に公表するというところで今までやってきておりました。今後また状況が変われば、それをほかの一部の市町村とか県とかは事前に公表したりしていますけれども、その辺今後のことはまた検討の余地あるかもしれないですけれども、現時点では事後ということで決めております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 前後に公表できるという書き方なので、事後に限定してしまってもいいと思うのですが、事前に公表できるということもあるので、今後場合によっては事前に公表というのもあり得るという答弁だったのですが、では今回事前ではなくて、事後に決定したという理由は何なのか。事前に公表できるときはどういうときなのかをご説明ください。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 繰り返しになりますけれども、前にもできますし、事後にもできる。どっちでもできるけれども、では統一したやり方をしようということで、野辺地町は事後でやるということをその下の取扱要領のほうで定めております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） では次に、物価高騰に対応するために、物価高騰で想定される事業費の増、要は事業費が増えると想定されるところだと私は考えていますが、もし事業費が膨らんだ場合、財源は確保しているのか。その増えたところに対応する金額は、上限どこまでを考えているのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

まず、通告のほうで学校と児童館に分けてというお話があって、先ほど答弁しておりますけれど

も、学校に関しては、まずは過疎のマネジメント特別分、こちらのほうをインフレスライドが起きた時期の協議できるタイミングにもよりますけれども、まずこちらでできるだけ確保して、過疎債を充てた上で、その過疎債の償還の部分に原子力立地給付金相当額を充てていくという計画になっております。こちらについては、今想定される金額というのは分かりませんが、上がった分に関して、町民の方にご協力いただく期間、こちらのほうを延ばして対応するという形になると思います。

児童館に関しては、基本一般の過疎債、特別分ではないほうの過疎債になりますけれども、同じように協議の時期によりますが、過疎債を充てて、その償還の部分に関して一般財源で対応していくことになります。こちらも額はちょっと不明になりますけれども、これからの財政運営に支障がないように、繰越金、そのほかの財源の状況を見ながら、公共施設基金か財政調整基金に積み増ししておいて、万が一のときには備えていきたいと思います。ちょっと影響分の財源の額というのは、その上昇分に見合いますので、こちらについては答弁は今この段階ではできかねます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 説明ありがとうございます。今の時点で上限というのはお答えいただけないようですが、これは青天井に、幾らでも対応できるわけではないと思うのですが、この辺今すぐ幾ら幾らというのは提示できないかもしれませんが、いずれ説明いただければなと思います。

物価高騰とほかに物資の調達についてなのですが、通告にも記載しておりましたけれども、物資の調達が不透明な状況であり、大きな問題として報道等で取り上げられていることは、多くの町民の皆さんが承知していると思います。

町では物資が入手できないことは想定していないと委員会のときにお答えをいただいたと記憶しておりますが、資材が入荷せず、工事の中断が余儀なくされた場合には業者さんが影響を受けるのですけれども、町は業者さんに対してどのような補償を考えているのかお答えください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 具体的な補償ではございませんが、契約書の条項にそのようなことが記載されておりますので、双方協議しながら対応を考えていきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 小学校建設において、小中一貫校に対応する校舎を建てることで、新しい校舎で小中一貫校を実施して、現在の中学校の校舎が空いたら、公民館や図書館、民俗資料館という町民向けの施設に切り替える。体育館は町民向けの体育館として利用するなどすれば、将来に必ず出てくる公民館なりの改修経費が大幅に削減できると考えます。また、公民館や図書館、民俗資料館を解体することによって、役場職員の駐車場も確保できるのではないかなというのも考えています。そのようなところまで将来設計をする、これこそが「未来につなげる幸せのまち のへじ」

として、財政状況や人口減少などの現実を踏まえた実質的な計画と言えると思います。

ぜひいま一度ご検討いただきたく強く要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の一般質問を終わります。

次に、8番、中谷謙一君の登壇を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 8番、中谷謙一です。一般質問をさせていただきます。

質問事項は2つです。管理責任者が不明等の樹木倒木対策について、もう一つは指定ごみ袋の供給不足への対応についてです。

先日発生した強風により、川の土手に植えられていた松の木が倒木し、近隣アパートの外壁が破損する被害が発生いたしました。幸い人的被害はありませんでしたが、一歩間違えれば重大な事故につながりかねない事案であったと認識しております。

今回問題となったのは、植樹から数十年が経過しており、その管理責任者がお亡くなりで、現在管理責任者が不在だという点です。そのため、危険木の伐採や安全確保に向けた対応について、誰が責任を持って行うべきかが曖昧な状況となりました。町民の生命、財産を守ることは行政の重要な責務であります。管理責任者が不在であることを理由に対応が遅れば、将来的に同様の事故や被害が発生するおそれがあります。このことについて、管理責任者が不在の樹木等によって、住民生活に危険が及ぶ場合、町として積極的に状況を把握し、安全確保のための調査や伐採等の対応を行うべきと考えますが、町の考えを伺います。

次に、現在中東情勢の緊迫化により、石油製品の原材料不足や価格高騰が懸念されております。幸いにも現時点では当町において指定ごみ袋は通常どおり販売されておりますが、原材料の多くが石油由来であることから、今後供給不足が発生する可能性があります。十和田市でも店頭在庫の不足が発生しております。ごみ袋は町民生活に欠かすことのできない生活必需品であり、供給が滞れば、家庭ごみの排出にも大きな影響を与えることになります。

そこで伺います。今後指定ごみ袋の供給不足が発生した場合に備え、町ではどのような対策や代替処置を検討しているのか。また、十分な在庫確保や納入業者との連携体制は構築されているのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、中谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の管理責任者が不明等の樹木倒木対策についてのご質問であります。4月に発生いたしました枇杷野橋付近での倒木により、近隣アパートの外壁が損傷した事案については、町は発生したという事実は承知しておりますが、その詳細について把握しておりません。

本事案では、土地所有者は河川管理者である県となりますが、倒木した樹木の所有者が曖昧であ

ると同っております。樹木の管理責任は、原則として樹木の所有者、または地権者にあります。危険木に対する町のこれまでの対応は、危険木を把握した際に、速やかな現地確認等による状況把握と所有者や地権者を確認し、文書や電話等により伐採の対応など、適正管理をお願いしております。

なお、町道における危険木につきましては、道路管理者である町が道路法等に基づき、必要な対応をしております。

今後につきましても、基本的には同様の対応となりますが、通常の道路パトロールに加え、様々な機会を通じて危険木の把握に努め、その都度必要な対応を講じるとともに、管理責任者不在の危険木に対しては、どのような対応が可能なのか検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて、2点目の指定ごみ袋の供給不足への対応についてお答えします。現在中東情勢の緊迫化に伴う石油製品の原材料不足の影響等を受け、当町におきましても今年度分のごみ袋の価格高騰や調達の遅れが生じており、在庫数が例年に比べて少なめの状況になっております。

ごみ袋の在庫確保につきましては、今月中に納入業者と契約を締結し、年内には必要数を確保できる見込みであります。しかしながら、万が一町指定ごみ袋が入手困難となった場合に備え、町民の皆様にご不便をおかけすることのないよう、臨時的措置として7月から当分の間、透明または半透明の袋でのごみ出しを認めることといたします。このことにつきましては、広報のへじ7月号及びホームページ等で町民の皆様にお知らせし、指定ごみ袋の過度なご購入は控えていただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の再質問を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ご答弁ありがとうございました。ご答弁の中にもございましたが、樹木の倒木についてですけれども、今回の事案では管理責任者がお亡くなりになりまして、そのために結果として対応が遅れる可能性がありました。住民から見れば、管理者が誰であるかということよりも、危険な木がある、事故が起きそうだということが重要な問題だと思います。

管理者が判明するまでの間であっても、町民の生活や財産に危険が及ぶと判断される場合には、やはり町が主体となって安全確保措置を講じる必要があるのではないかと思います。町としてはその辺どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

町長の答弁の中にもございましたが、これまでも危険木を把握した時点で、現地等の確認をさせていただいております。現地の確認であり、それから所有者、地権者、土地の所有者等の確認を併

せて行って、連絡を取ったりというようなことをしています。

危険木をまず現地に行って確認した時点で、どれぐらいの危険性があるのか等、我々職員のほうで確認をします。これは本当に危険ですよねというのを、必要があれば、そこで消防署のほうに出動をお願いして、危険排除という形を取って、活動としてやってもらう場合であったり、それから我々が見て、これは我々でもちょっとした危険ですと、そこまでは排除できますよね、危険を回避できますよね、そこまではできますよねというのであれば、そのような対応はこれまでもしております。ですので、その都度現地を確認した上でのあくまでも対応、その時点で、まずそこでこれはそのままであれば危険だというのであれば、その以降の対応はさせていただいております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 危険木の把握を行う場合、これは町民からの情報とかを受けての調査になるのですか。それとも、積極的に町内を回って危険木があるかないか、その辺をチェックして歩いて把握されているという、どちらの感じになるのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

道路に関しましては、建設水道課のほうで常にパトロール等をしながら確認はしていると思いますが、それ以外の民有地であったり、それから例えば道路から入った斜面の木であったりというのは、なかなか事前に把握というのは非常に厳しいものがございます。ですので、基本的にはその木が倒れそうであるとか、うちのほうに危険が迫っていますよとか、裏の木がとかという、そういう通報の下、または消防署に寄せられた情報の下とか、そういうものを基にして役場のほうで対応しているというのが現状でございます。事前に把握しているというわけではございません。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 今回の場合は、町のほうで現場を見ていただいて、そして危険木ということを確認されて、県のほうに連絡取っていただきまして、県のほうで対処していただいたというような、そういう流れがあるのですが、そういった形でのシミュレーションといえますか、倒木、危険木に対しての対応のマニュアルといえますか、そういったものはつくられているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えをいたします。

マニュアル自体は、作成はしておりません。ですが、先ほど申しましたとおり、その状況、状況に応じて、例えば関係機関に連絡することが必要であれば、関係機関に連絡しますし、急遽、緊急性があっても対応しなければいけないということであれば、消防署のほうに活動をお願いする等々の対応はしておりますので、これまで同様の対応をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8 番、中谷謙一君。

○8 番（中谷謙一君） 今回の事例を何回も取り上げてなんですけれども、今回倒木があって、アパートの外壁が損傷したということで、最初はアパートの大家さんが町のほうに来てお話をした。それから、その後自治会のほうに連絡があって、管理責任者が誰かというのを自治会のほうで調べられて、そしてまた改めて町のほうに処理をお願いしたという、こういった経緯もあるので、それだけ処理までの時間がかかっているわけなのですね。そういったことがないように、早急に手が打てるようにマニュアル等を作成して、こういった場合にはどのように対処するかというようなことをあらかじめ決めておかれたほうがいいのではないかと思います、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（岡山義廣君） いいですか。

防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

マニュアルの作成については、答弁にもございましたが、今後どのような対応をしていくのが一番いいものかというのをまず検討しながら、マニュアル作成が必要であれば、そちらのほうの検討もしていきたい。まずは、町がこれから危険木に対してどういう対応をしていかなければいけないのかなということを検証しながら、対応は考えていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 8 番、中谷謙一君。

○8 番（中谷謙一君） ありがとうございます。まず、一番先に考えていただきたいのは、町民の生命や財産に危険が及ぶかどうか判断して、それを未然に防ぐということを考えていただいての対処をこれからは検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ごみ袋のほうに移ります。幸い野辺地町では、まだ店頭からごみ袋がなくなるというようなことにはなっておりませんが、これからどのようになるか、全く予想がつかないような状態もあります。

5月20日の六ヶ所村のホームページには、これに関しての対処がお知らせとして載っております。福祉課のほうからもチラシが配布されています。というのは、市販の透明または半透明の袋でも大丈夫ですよ、20リッターから45リッターぐらいの袋で出しても大丈夫ですよというお知らせです。それから、横浜町では材質をちょっと変えて価格を据え置きにしながら、皆さんに供給するという、そのような対処がされています。7月からという対処は、なぜこんなに2か月も遅れたのですか、野辺地町は。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） 質問にお答えします。

現在の状況で、まだ7月までは何とかなるのかなという私たちの推測もありまして、7月から当

町も半透明、透明の袋を、当町の指定のごみ袋が入手困難な方にはその対応をしても大丈夫ということで周知する予定であります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。それで、私がちょっとどうかなと考えたのは、六ヶ所では市販のごみ袋を使ってもいいよと、野辺地町ではまだ指定のごみ袋を使ってください。これは同じクリーン・ペアで処分するのに、何で3町村が一緒になって、同じ足並みをそろえて対応するというようなことにはならなかったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） 今回に限らず、ごみの有料化になった時点で、3町村別々に袋のほうを製造しているというふうに伺っておりました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） その袋でなくて、市販のごみ袋を使ってもいいよという六ヶ所村と、野辺地町が指定のごみ袋を使ってくださいという、その違いは、何でそういう違いが出てきたのか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） 失礼しました。各3町村の在庫によるものだと思います。そのために広報の仕方も変わってきますし、クリーン・ペアでは取扱いは大丈夫というふうに私たちのほうも伺っています。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 市販のごみ袋でも大丈夫なわけですね。何で指定のごみ袋ではないと駄目という、その辺の違いがちょっと分からない。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） 当町のほうでもごみの有料化ということで、クリーン・ペアのほうでも進めていましたので、北部の3町村で指定のごみ袋を設定しているということでもあります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） まず、7月からは市販の透明または半透明の袋を使用してもいいということで野辺地町でも動いていますよということで、これからもよろしくお願いいたします。

質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の一般質問を終わります。

再開は3時です。休憩に入ります。

休憩（午後 2時47分）

再開（午後 3時00分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

10番、大湊敏行君の登壇を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 最後の登壇となりました。10番、大湊敏行です。これから一般質問を始めさせていただきます。

1つ目、乳幼児期からの切れ目のない療養支援体制の構築について。全国の小中学校では、特別支援教育を受ける児童生徒が増加傾向にあり、この20年間で約3.8倍、全児童生徒に占める割合は7.3%になります。幼児期の適切な支援を行うことは、その後の学習、生活上の困難や不登校、ひきこもりなどの二次障害の予防につながることから、早期発見、早期支援が重要視されています。

当町においても乳幼児健康診査等を行っているものの、発達に課題を抱える子供やその保護者への支援体制の充実を求める声が町民から寄せられています。まちづくり総合計画で、療育支援の体制強化と関係機関との連携推進を掲げる当町として、現状の課題をどのように認識し、今後どのような体制整備や支援の充実を図っていくのか、町の見解を伺います。

2つ目、ハラスメント対策による住民サービスの向上について。現代社会において、様々なハラスメントへの対応は組織運営上の最重要課題の一つです。当町でも職場におけるハラスメントの防止に関する要綱や接遇マニュアル等に基づき、対応を進めてこられたと認識しています。

昨年6月に成立した改正労働施策総合推進法により、今年10月からハラスメント対策が強化されることとなりました。自治体組織としても、さらなる対応が求められています。ハラスメントと正当な業務指導との線引きや、カスタマーハラスメントと正当な意見、苦情との区別が難しいケースも想定されます。また、相談したことによる不利益を懸念し、相談窓口の利用をためらうことも考えられます。職員が安心して働ける環境づくりは、住民サービスの向上にもつながると考えます。今後当町のハラスメント防止体制をどのように充実させていくのか、町の見解を伺います。

3つ目、ウェルビーイングを軸としたまちづくりの推進について。近年自治体がウェルビーイング指標を政策評価の基軸として活用する動きが全国的に広がっています。ウェルビーイングは、主観指標と客観指標の両面から住民の幸福感を捉え、自治体政策の目的とする考え方です。当町においても、まちづくり総合計画後期基本計画の策定に当たり、この考え方を取り入れ、計画概要版を広報のへじ6月号とともに全戸配布したところです。

国では、全国自治体のウェルビーイング指標を公表し、その利活用を促進しています。令和6年に実施した町民アンケートによる主観指標及び各種統計データで得られた客観指標からどのような課題や特徴が見られたのか。また、それらを今後どのように分析し政策に反映していくのか、町の見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、大湊議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の乳幼児期からの切れ目のない療養支援体制の構築についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、発達に課題を抱える子供については、早期にその子供の特性に気づき、適切な支援や療育につなげることにより、二次障害の予防や生活上の困難の軽減を図ることが重要だと認識しております。当町では、これまで妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築に取り組んでまいりました。

第1に、乳幼児健診の充実であります。法定健診である1歳6か月児健診及び3歳児健診に加えて、4か月健診、7か月健診、10か月健診、1歳児健診、5歳児健診を実施しております。これにより子供の発達、発育の状況を早期に確認するとともに、経過観察が必要な子供とその保護者に対して、継続的な支援を行うことが可能となっております。

第2に、言語聴覚士の配置であります。言葉や聞こえの発達を支援するため、今年度から5歳児健診において言語聴覚士を配置し、早期の気づきの強化を図るとともに、専門機関での訓練の必要性や関わり方などについて個別に対応しております。

第3に、関係機関との連携体制の構築であります。町では、保護者に説明した上で、保育園、幼稚園、相談機関等と情報の共有を図っております。また、保育園や幼稚園から小学校へ入学する際には、指導要録を学校へ引き継ぎ、切れ目のない指導や支援につなげております。

第4に、保護者支援の充実であります。保護者の気持ちに寄り添い、その意向を丁寧に伺いながら、子供の抱える課題の程度に応じて、町が実施している発達相談に加え、専門の相談機関や医療機関の紹介を行っております。

今後の取組といたしましては、受入れ可能な相談機関に関する情報の収集と提供を進めるとともに、保護者やその周囲の方々に対する精神的なサポート体制の充実にも努めてまいりたいと考えております。

引き続き、町民の皆様の声を伺いながら、療育支援体制の強化と関係機関との連携体制の充実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、2点目のハラスメント対策による住民サービスの向上についてお答えします。議員ご指摘のとおり、本年10月から国の指針が適用され、事業主に対し、いわゆるカスタマーハラスメントから働く人を守るための措置を講ずることが求められることとなりました。これは、私ども行政にもひとしく求められる責務であり、職員が安心して働ける環境づくりは、住民サービスの向上につながる重要な課題と認識しております。

国の指針は、方針の明確化、相談体制の整備、事後の適切な対応、悪質な行為を抑止するための措置などを求めています。このうち、相談体制の整備につきましては、職場におけるハラスメン

トの防止に関する要綱に基づき、総務課に相談窓口を設けております。プライバシー保護や不利益取扱いの防止に努めるとともに、外部の青森県人事委員会へ直接相談できる旨も周知しており、既に整備しているところであります。

一方で、現行の要綱は、主に職員間のハラスメントを対象としており、外部の方からのカスタマーハラスメントにつきましては、判断基準などが十分に体系化されていないのが現状でございます。

そこで、当町といたしましては、国の指針や、その後示された運用上の取扱いも踏まえ、対応方針の策定を検討してまいります。その際には、正当なご意見、ご要望はこれまでどおりしっかりお受けする一方、社会通念上、許容される範囲を超えた言動には毅然と対応する基準を明確化し、町民の皆様にも分かりやすくお示ししてまいります。

国の指針も、消費者の権利などに留意し、建設的な対話を重ねることを求めている、正当な声を大切にする姿勢に変わりはありません。

あわせて、当町では名札表記の変更やポスター掲示に加え、悪質な行為を抑止する取組として、議会でもご提案をいただきました自動通話録音装置を本年中に導入することとしております。職員が安心して職務に専念できる環境こそが、質の高い行政サービスの基礎でございます。国の指針の趣旨を踏まえ、町民の皆様信頼される行政サービスの提供につなげてまいります。

続いて、3点目のウェルビーイングを軸としたまちづくりの推進についてお答えいたします。ウェルビーイング指標は、従来の統計データだけでは捉え切れなかった住民の皆様が日々の生活で感じる幸福感や暮らしやすさの実感を可視化するものであります。

では、令和6年度に実施した調査結果から見られた当町における主な特徴と課題についてご説明いたします。まず、特徴についてであります。調査結果からは、当町の持つ豊かな自然環境や伝統的な祭りなどを通じた地域とのつながりに関する項目で高い満足度が示されました。これは、自然の恵みや人の温かさを町民の皆様が当町の強みとして実感されていることの表れであると受け止めております。

その一方で、生活の利便性や娯楽性に関する項目においては満足度が低く、当町の強みと弱みが明確に分かれる結果となっております。

また、属性別分析におきましては、60代以上の方々が生活環境全般に安心感を持たれている反面、現役世代や若者層においては、必ずしも評価が高くないなど、世代間におけるニーズや満足度の違いが見られたことも大きな特徴でございます。

では、これらを踏まえた課題であります。当町の課題は、満足度が低かった項目、特に医療・福祉の充実、子育て・教育環境、雇用・所得、飲食や娯楽環境などにおいて、どのような施策が町民の皆様の幸福度に結びつくのかを明らかにし、いかに満足度を向上させていくかという点に尽きると考えております。

次に、今後の分析や政策反映でございます。ウェルビーイング指標の活用にあたっては、単なる数値のみならず、町民の皆様の心の豊かさや生きがいといった定性的な要素も含めた総合的な評価が不可欠です。そのため、主観指標と客観指標の相関関係を分析し、幸福感の向上に資する要因を各課において的確に把握できるよう、活用の促進を図ってまいります。その上で、満足度の低かった項目につきましては、まちづくり総合計画後期基本計画に掲げる各種の取組を進め、全世代の幸福度向上に向けた取組を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の再質問を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 1つ目の再質問をします。

私のところに直接相談があったのは、診断がまだ下りない状況でしばらく待たされているというご家族からお声をいただいております。その中で、ご家族なのですが、どうしたらいいのかというので、すごく何をしたらいいのかというのが分からない、そういう相談でした。

今全国的には診断が下りるまでの待機期間が長いのが問題であると言われておりますが、実際に診断が下りるまで、それから支援に至るその流れ、プロセスはどのようなになっているのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） 大湊議員のご質問にお答えいたします。

療育支援につながる方法としては、病院で診断を受ける場合と、診断を受けずに療育サービスを利用できる方法がございます。医療機関を相談先として紹介するときには、最長2か月から3か月予約待ちという状況は把握してございます。

診断がなくても利用できる相談は、町内であれば1か月程度待っているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） その一、二か月待機している間に、町としてはどのようなアドバイス、支援等をご家族にされているのかお伺いします。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） お答えいたします。

実際に紹介する相談機関にどのくらい待つのか保健師が確認しております。その間、お母さん、保護者の方が、いや、そこまで待てないな、ほかの相談機関のほうがいいなと、早く利用できる場所を探してほしいというご希望があれば、そのときはまた別の相談機関を情報収集して紹介しております。

もしその期間までにできる関わり等があれば、ふだんの生活だったり幼稚園だったり、集団生活の場でこういう工夫ができるのではないかと具体的なアドバイスを各保健師がしております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 相談機関に紹介するほかに、町として何かできることはないのかというのをちょっと考えるのですが、青森県が「子どもの発達支援ガイドブック」というのを作成しております。こちらは、例えば症状別のチェック項目や子供との接し方などが細かく記載されていて、とても不安な親御さんにとっては、そういう資料を見るだけでもすごく何か子供にできるのではないかなという気持ちになると思います。この発達支援ハンドブックを、町のほうからぜひ心配している親御さんに教えてあげる、一緒に勉強してみようという試みもして、診断が下りる下りないにかかわらず、心配している親御さんには日常療育として情報を提供するということも提案したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） お答えいたします。

大湊議員から今ご紹介いただいた発達支援ガイドブックに関しては、保健師も一読しております。ページ数が50ページちょっとあるかなと認識しておりました。当町では、まず個別の相談や健診があったときに、専門的な知識を踏まえた保健師、また今年度から野辺地病院からご協力をいただいて、言語聴覚士を派遣いただいております。なので、まずは相談、健診のところでお子様がどういう状況なのか、今後どういう支援をすればいいのか口頭での保健指導、アドバイスということを中心に行っております。

また、今後保護者から、さらに詳しく関わり方だったり、発達障害のことについて知りたいというご希望があれば、その媒体としてご紹介することは検討できるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） このガイドブックの中に、5歳児の発達障害のリスクを判定するアプリ、「ここあぽ」というのがあります。これが紹介されております。それは、保護者がウェブでアンケートに回答することによって、お子さんの状況を把握するというようなアプリなのですが、こちらはフリーダイヤルだったので、私が直接伺ったところ、個別では受けられなくて、自治体が契約しないと、その保護者も使えないという回答をいただきました。

こういう5歳児の発達障害のスクリーニングをする一つの手段として、こちらの「ここあぽ」というアプリも自治体として契約して、保護者に必要であればやっていただくというようなことも保護者の心理的負担を少し和らげるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） お答えいたします。

「ここあば」に関しては、今現在野辺地町で5歳児健診の際に、保護者の方に事前に問診票を記入していただいております。それがインターネット上で回答できるウェブ問診が今進められております。

今現在当町では、保護者の負担にはなるのですが、事前にご家族とも相談をして、子供さんの状況をきちんと確認しながら、紙媒体に記入をしていただくという方法を取るのが望ましいのではないかと判断しております。

また今後、近隣町村、県の活用状況も見ながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 発達に課題を抱える子供が通っている幼稚園、保育園、こちらの保育士さんが苦慮している場合も想像しているのですが、実際に保育園や幼稚園の支援はどのような内容で支援されているのかお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） 当町では、年2回、町内の保育所、幼稚園等に園巡回をしております。そこで、保育士さんから子供全般、子供さんへの関わり方というところで相談があった際には対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） そのときに、保育士と、あと専門家に実際の当事者の親御さんも含めてお話し合いをするほうがいいかなと思うのだけれども、そこは現状は3者でやられているのかどうか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） 年2回、先ほど説明した園巡回の相談に関しては、特定の子供さんに関する相談ということではなくて、例えば落ち着きがない傾向にあるお子さんが増えているという状況もありますので、全体を通しての指導ということになるので、そういう特定のお子さんに対して3者で話し合うという内容ではございません。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それであるならば、年2回の巡回とは別に相談する、みんなで話し合うという場を新たに設けるというお考えはないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） 保育園とか幼稚園から、または健診の際に保護者の方からちょっと子供の発達が気になるというご相談があったときには、保健師が問診だったり諸検査、スクリーニングをしまして、やはりこれは保育所、幼稚園と情報を共有して、子供さんに合った適切な支援が必要だという判断をした場合は、保護者の方に相談をした上で、3者、あと関係機関と連携をして支援の共有ということを図っております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 幼稚園、保育園、小学校の連携強化について、ちょっと再質問させていただきます。

答弁では、指導要録という言葉がありましたけれども、こちらは具体的にどういうものなのでしょうか。個別の支援ファイルというようなものなのかどうか、具体的に教えてください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課指導室長。

○学校教育課指導室長（濱田健太郎君） 保育園、幼稚園から小学校に入学する際の指導要録等の引継ぎなのですが、保育園・幼稚園からは保育要録や指導要録というものの写しが教育委員会を経由しないで、直接学校に送られています。

その中身については、お子さんの生活の様子等が書かれているため、学校からすると引継ぎということで、非常にありがたいものだと思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 教育委員会は経由しないということなのですが、町として切れ目のない支援をするということは、誰か町職員なり、その指導要録がどういう内容なのか、しっかりと引き継がれているのかというのを確認する必要があると思うのでありますが、切れ目のない支援を、保育園、幼稚園から小学校に先生方だけで情報を共有していて、町は関係ないよという考え方でよろしいのかどうかというのを少し私も疑問を持っております。町として確認する必要はないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） まず、指導要録についてですけれども、指導要録は特別なお子さんだけのものではなくて、在籍全員の分が幼稚園、保育園もあるというのは私も存じ上げなかったのですが、高校まで全部あります。

それで、その引継ぎということですが、幼保から小にきた段階での引継ぎというのは、教育委員会が見るというような内容ではないはずです。ただ、その支援に関して、幼稚園、保育園の段階で何か支援が必要だとか、保護者のほうで言葉について心配だとかというものがあった場合は、

若葉小学校のほうに、ことばとまなびの教室というところがあります。そこに幼保の段階から書類が上がって、そこで検討して支援をしております。そして、お子さんの様子については、各学校へも情報交換などを通じて、引き継がれております。要録全体の引継ぎはと言われると、そこまでは教育委員会はどうかなとは思いますが、特別な支援が必要なお子さんに関する引継ぎというのは現在行われている状況です。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 特別な支援が必要なお子さんに対しては、町はしっかりと就学前後を見届けているという答弁でありましたが、具体的に誰がそれを担当されているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） お答えいたします。

教育委員会の職員と、あと若葉小学校の先生方と担当の先生方と教育支援委員会というものがありまして、そこで、一人一人に適した教育環境についての検討がなされています。また、就学に関する相談等については、私のところにも報告され、そこで確認しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私ちょっと、こうあったらいいというのは、就学前は健康づくり課が担当で、親御さんと接して、子供さんと接して情報提供したり、支援、実際お声がけしたりということをやっていますよね。小学校に上がると、もう先生とか教育委員会というような形に、そこが少し切れ目ではないのかなと思うのです。野辺地町は、野辺地町こども家庭センターふわふわを設けていて、子育て応援コンシェルジュが妊娠期から子育てまでずっと関わっています。こういうコンシェルジュ、保健師さんが、小学校に上がっても少し親御さんと継続的に話し合うというようなことをすることが切れ目のない支援ではないかなというふうに思うのです。小学校上がる前、上がる後で人が替わりますというのは、もう少し踏み込んで、同じ人が見てあげるということも、親の負担というのは、すごく心理的不安はなくなるのではないかなと思うのですが、この辺りちょっと検討いただく余地はないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） 幼児期から就学にあがる際に、所属先が学校に変わりますので、保健師が子供さんと保護者に接する機会というのはすごく減ってきます。ただ、発達がちょっと気になるなとか、発達に課題がありそうだなというお子さんで療育につながらなかったケースに関しては、もしかしたら学校に入って、ちょっと学校生活の中で困り感だったり、また発達に関する相談をしたいなというときもあるかもしれないので、そのときにはこども家庭センターで、保健師、

専門職がいつでも相談に乗りますよということでお話しさせていただいております。

ただ、その一方で、実際にちょっと関わりが薄くなるという現状もありますので、その課題に対してどう取り組んでいくのかというのは今後また検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 分かりました。

それから、そもそも診断ありを障害児、診断なしを普通の子という2択で割り切れるものではありません。診断を受けた子供だけではなく、発達に課題を抱えるグレーゾーン、制度のはざまにいる子供に対しても、もう少し支援を広げる必要があるのではないかと思います。そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） お答えいたします。

発達の課題の程度にかかわらず統一、専門職が切れ目のないように保護者に寄り添い、継続的な支援というのは変わらずに行っております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、専門用語についてちょっとお話ししたいと思います。発達障害という言葉は、あたかも子供本人に原因や欠陥があるかのような誤解を与え、子供の自己肯定感の低下につながっています。また同時に、この言葉は保護者が我が子の特性を受け入れる際の大きな心理的障壁を生んでいます。近年は発達障害という言葉を使わず、発達特性や神経発達症などの表記に変える提案が専門家からもあり、また実際に実践している自治体もあります。

当町は、発達障害という言葉を使いません宣言をしていただきたい。これは予算のかからない、今すぐに始められる最大の子供、保護者支援であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） お答えいたします。

発達の障害については、その子の得意なところ、苦手なところ、その苦手なところを子供さんと保護者と、あとご家族、周囲の方、地域全体で苦手なところをサポートしていこうという、そういう捉え方、姿勢で健康づくりの発達支援のほうを行っております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ということは、発達障害という言葉はもう使わないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（小林知美君） お答えいたします。

中には、やはり医療的に発達障害という名称を使用することで、例えば福祉サービスのほうが利用しやすくなったりというメリットもあるかと思いますので、適宜使い分けをしていきたい思っております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 発達に課題を抱える子供やその保護者全員の切れ目のない支援は、保護者と行政の相互信頼が必要不可欠です。小さな自治体だからこそできる町民に寄り添った伴走型支援、これを妊娠、出産期から実践し、さらにこの取組姿勢を町内外に積極的に示す、発信することを提案します。そして、この取組が子育て世帯の移住、定住にもつながるものと信じております。

2つ目の質問に移ります。職場内ハラスメントに関して、まず質問いたします。職場内ハラスメントの実態調査のアンケート調査や相談件数など、どのような実態であるか、把握状況を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

実態調査につきましては行っておりませんが、個別にこちらのほうに相談があった場合は対応しておりますし、当課の窓口以外にも青森県人事委員会にも直接相談できるということも職員には通知しておりますので、そちらの利用でも対応しております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町が定めております職場におけるハラスメントの防止に関する要綱について質問いたします。

この要綱では、相談窓口を総務課に置くと明記しています。窓口がハラスメント当事者の場合は機能不全になるのではないのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

そういったケースの場合は、青森県人事委員会に直接相談できる制度もございますので、そちらで対応したいというふうに思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 任命権者が当事者になった場合、誰が是正措置などを判断するのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

任命権者が当事者となった場合ですけれども、現在のハラスメントの要綱の対象につきましては、一般職を対象にしております。任命権者は、その対象に含まれておりません。ただ、ハラスメントの防止につきましては、職にかかわらず、組織全体で取り組むべきものと認識しておりますので、今後国の指針など踏まえて対応方針を検討するに当たり、任命権者を含めた対応についてどのような整理が適切か、併せて検討してまいりたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この要綱には、県の人事委員会に相談してもいいよというような文言がありません。ほかの自治体では、外部の第三者相談窓口を積極的に設置しておるのですが、ここは要綱の改訂、見直しをやる予定でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 青森県人事委員会につきましては要綱に記載はございませんが、委託契約みたいな形で相談受け付けしていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 青森県の人事委員会はどのような組織なのか、ちょっと教えてください。ほかの自治体は、弁護士を入れた外部相談窓口をつくっています。それは、全く関わりのない外部相談窓口。青森県の人事委員会は、ほかの自治体でやっている弁護士の入った外部相談窓口と同じような組織であるのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

申し訳ございません。詳細は存じてございませんが、職員等が窓口になって、その職員がどのような方々に相談されているのかまでは、ちょっと詳細承知してございません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） そこは明らかにしていただいて、教えていただくということは可能でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

確認させていただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 総務省は、各種ハラスメント対策に関する取組事例というものを公表して

います。そこでは、やはり第三者相談窓口を入れている自治体が紹介されており、県の人事委員会に相談というような文言は、この資料には載っていないのです。相談のしやすさ、中立性の確保の観点、これらを考えたときに、外部相談窓口、弁護士を入れた第三者の相談窓口の設置が必要ではないかと思いますが、設置するご予定はありませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

ハラスメントに関しましては、法的な判断ですとか専門的な知見を要する場面がございます。そういった観点から、ただいま議員ご提案いただきました弁護士につきましても、直接任用できれば一番いいのかもしれませんが、財政的に制度的に難しい面があるかもしれませんので、まずは広域的な取組として、近隣町村とお互い問題を共有のものとできるところであれば、ちょっと検討してみたいというふうに考えてございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 外部相談窓口を設置している仙台市では、内部相談員の相談にも応じていて、すごく内部相談員も相談できるという、そういうメリットがあるというようにうたっています。

今、財政面の話が出ました。この件は、優先度が高いことではないでしょうか。財政面が難しい、お金が、予算がないからできない、しないではなくて、本当にこれは大事な問題、優先度の高い問題だと思いますが、その認識はどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 大変重要な課題であるというふうに認識してございます。先ほどの法的な判断、専門的な知見を要する場面が多いということで弁護士さん、あと相談を受けた職員が一般の職員ですので、必ずしもそういう法的な知識を持っているわけではない。そういった場合、相談を受けた人事担当の職員が対応方法について相談できる外部の窓口がございます。地方公務員の関係する協会ですけれども、そちらのほうに電話ですとかメールですとか、個別の案件にも乗っていただけるということですので、そういう活用も研究しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この問題は、全ての自治体に共通するものだと思います。周辺自治体と共同で費用を分担して設置することも検討の余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 広域的な連携についても、十分課題を共有できる認識を持っている団体であれば可能であるというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 次に、カスタマーハラスメントに関して質問いたします。

これまでカスタマーハラスメントはどの程度あったのか、実際にあったのかないのか、お話しできる範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

まず、議員の質問の中で、ハラスメントと正当な業務指導との線引きが難しいというふうに質問されております。まさしく線引きが大変難しいものなのですけれども、その線引きをはっきりさせるのが国の指針であったり、その指針を運用するための通達であったりするのですけれども、そこらをひもとく前の段階で大変恐縮ですけれども、事案の報告は上がってきております。ただし、先ほども申し上げておりますとおり、その線引きがつい最近まではっきりしていませんでしたので、件数的に何件というふうにお答えするのはちょっと難しいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 少し前になりますけれども、私のところに直接こんなことがあったということでお話を伺ったこともありました。カスタマーハラスメント、とっても大事な対策だと思っております。

答弁の中で、ポスターの掲示や録音設備の導入をという答弁がございました。これは、録音は電話録音に限るものでしょうか。来庁者に対してのカスタマーハラスメント対策としては、例えば録画、録音などの客観的証拠を確保することも必要ではないかと思いますが、導入の予定はありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

まず、ポスターにつきましては、1階と2階にデジタルサイネージがございまして、そちらのほうに掲示させていただいております。電話につきましては、1台1台に自動通話録音装置を導入するものになります。来庁者、特に1階の窓口が多いかと思いますが、そちらにつきましては、職員が安心して職務できる、専念できる環境を整える事務を預かる課としましては、防犯カメラなど設置して、来庁者の方に少し配慮していただくような雰囲気づくりをしていければなというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） そのポスターなのですが、やっぱり町民の皆様にもお知らせする必要があります。庁舎内だけではなくて、いろんな媒体を使って、広く町民、庁内外に知らせるというようなことは検討されていないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

国の指針ですとか、その運用の通達とかを受けまして、これから町のほうでも対応方針を定めてまいります。

その周知につきましては、広報、ホームページはやっていきたいと思いますが、役場だけがカスタマーハラスメント対策をやっているというよりは、国の指針の中にも示されているようなのですが、事業者の責務としましては、事業者は自らの労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修などを行うことというふうになっております。自分のところの従業員がほかのところに行ってカスタハラをしないように配慮することを研修などを通じて意識づけしてほしいというのが国の指針のほうで書かれています。翻って、この趣旨を解釈しますと、全部の事業所がカスタハラ対策に取り組むべきだというふうに解釈しますと、地域社会全体で取り組まなければならないのかなというふうに考えております。そうすることによって、お互い従業員が働きやすいような職場ができるのかなというふうに考えております。それが自治体でいえば、行政サービスの向上にもつながるのではないかと考えます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町民の意見表明を萎縮させることなく、正当な町民の声をこれまでどおり積極的に受け入れることが重要です。町民に誤解を与えないように、カスタマーハラスメント対策に関しては、職員と町民の双方がよりよい関係を築くため、町から明確なメッセージの発信が必要だと思います。10月1日のタイミングを利用して、しっかりとトップメッセージを行うご予定はありませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 対応方針についてこれから策定してまいりますけれども、その周知に合わせて何らかのメッセージを、役場としては対応しているのだということを明確化していきたいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 3つ目のウェルビーイングの質問に移ります。

答弁の中でも、町の強みとしては地域とのつながりがあるという答弁がありました。私も実際に自分なりに分析をしました。主観・客観散布図から町の強みと幸福度向上と相関が高い因子として、やはり地域とのつながりが挙げられます。地域とのつながりの客観指標、拡大家族世帯割合や祭り開催数、関係人口創出活動指数、これらを高めるための施策をさらに推し進めるお考えはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

まず、町の強みの部分、こちらが数値が下がらないように、これから施策を維持していきたいと考えております。具体的には、去年、おとしには後期計画をつくるために各課のヒアリングなどをしております。やっぱり評価だけするときには、評価項目にないとされないので、同じようにまたヒアリングみたいなものを行って、この強みの部分と逆に弱みの部分をどのように各課で行うかというのを取り組んでもらえるようにして行って、施策をしていきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町の弱みに関しては、幸福度向上と相関が高いもの低いものとあって、相関が高いのは公共空間が挙げられました。これは、主観指標が客観指標よりも大きく下がっています。この公共空間、心地よい空間を増やす施策をより充実するお考えはありますか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

今議員からご指摘があって、公共空間、こちらに目を向けなければならないと今強く意識したところです。もうちょっと全体的な弱みのところを拾おうと思っていたので、今のお話を参考に取り組みたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今回は、主観と客観の2つの指標による分析が重要であると私も思いました。町民の実感がどのように変化したかを調べ、政策の見直しに役立てるために、町民アンケート調査を引き続き行う必要があると思います。町民アンケート実施によって主観指標を計測する、これを継続的に進める必要があると思いますが、次回のアンケート調査は何年後を予定していますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

今の近い時期にやってほしいという希望はお聞きいたしましたけれども、まず確実なのは5年後に新しい10年間の計画つくるときには必ず行うと思います。それまでも、地域幸福度を取り入れた以上は、やっぱり主観の指標をどこかで知らなければならないので、途中で行うことは検討したいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今回町では、ウェルビーイング指標というのを総合計画で取り入れました。その1年前には町の教育振興基本計画でも、ウェルビーイングの考え方を取り入れています。ウェルビーイングの指標を政策評価に今後も活用していくことを求めます。

以上で質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

（午後 4時00分）